

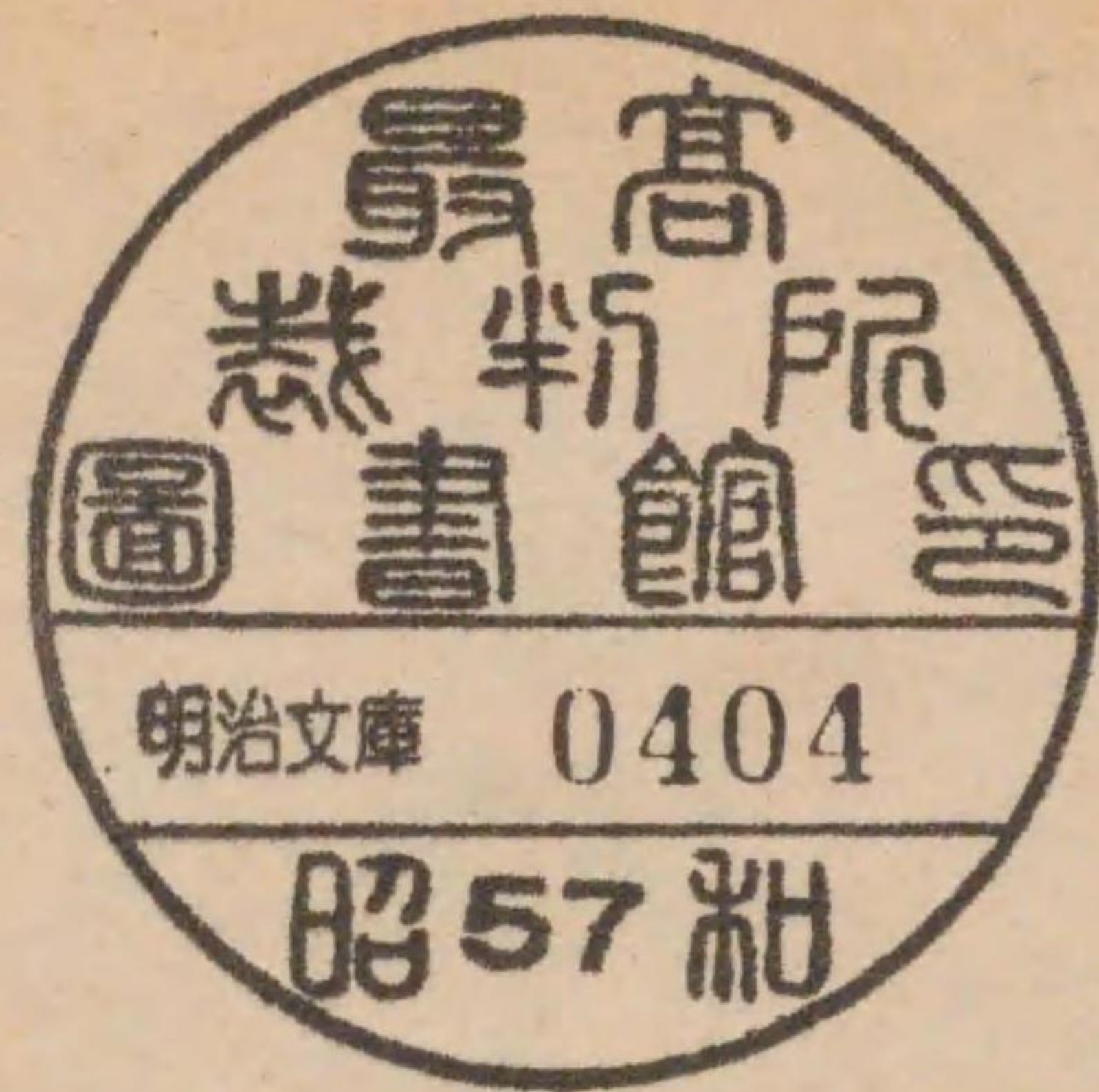
九十一

官省規則全書

長尾景弼編纂

自第廿壹篇
至第廿五篇





纂
王書
博聞社藏版

官省規則全書目錄

第廿一篇

和分百下子三二一四

- 地租徵收及延納處分規則
- 地租金管廳へ徵收期限
- 煙草稅則
- 代言人規則

第廿二篇

- 建物書入質規則
- 訴訟用紙規則並取扱心得書
- 懲治檻入並出檻願手續



長尾景弼編纂

官省規則全書

東京 博聞社藏版

官省規則全書目錄

第廿一篇

初分而之

○地租徵收及延納處分規則

○地租金管廳へ徵收期限

○煙草稅則

○代言人規則

○建物書入質規則

○訴訟用罰紙規則並取扱心得書

○懲治檻入並出檻願手續

第廿二篇



- 訴訟入費償却規則
- 民事訴訟目安紓ノ際取扱方
- 遺失物取扱規則
- 金祿支給假規則
- 篤行及奇特者賞與條例
- 窮民一時救助規則
- 公用土地買上規則

- 土石掘取規則
- 廢合寺院跡地並建物處分規則
- 外國船來込規則
- 西洋形日本船各開港場出入規則
- 廻漕貨物取扱條例
- 海上衝突豫防副則

第廿三篇

- 出版條例並罰則及諸願書式
- 新聞紙條例
- 附記 讒謗律

- 建白書差出方心得
- 傳染牛疫預防法并斃死後處置
- 疫牛處分假條例

第廿四篇

- 徵兵令

- 徵兵令附錄

第廿五篇

- 徵兵令參考
- 徵兵人費概則
- 陸軍武官傷疾扶助及死亡ノ者祭葬並其家

- 患者免役歸籍假規則

族扶助概則

廿一ノ巻版

官省規則全書

長尾景弼編纂

最新裁判所圖書

○第廿一篇

地租徴収及び延納處分規則
地租金管廳へ徴収期限
煙草稅則 代官人規則 建物書入賃規則
訴訟用罫紙規則並取扱心得書 懲治檻入並出檻願手續

○地租徴収及び延納處分規則

○九年一月二十七日大藏省達乙第十二號

府

縣

本年第三號を以地租金管廳へ徴収期限及び第四号を以租稅延納處分の儀改定公布有之候、付てハ自今右處分心得方別紙規則の通相心得尚管下へ厚く諭達し心得違の者無之様注意可致此旨更よ相達候事

地租徴収及び延納所分規則

第一則 地租金徴収期限ハ這般第三號公布の

通改定ありと雖も固より一人一巳の納むべ

き全額を一時上納し得べきものハ右日限以

内ハ完納せしめ又一時納め能ハざる事情

あるも此ハ右日限以内ハ於て全額を分割徴

収する等ハ各地方廳の適宜たるへ故各

廳ハ於て管内の租額を豫算し初納の時間ハ

於て納むべき全額の内若干ハ何月何日限若

干ハ何月何日限と適宜ハ割合後納し又同様

割合を定め期限以内管下へ觸示し其日限ハ

違ハすして完納せしむるを要す

第二則 地方廳ハ於て前納後納とも前條の如

く割合を定め管下へ觸示したる上ハ豫め其

全額と日限とを詳記せる仕譯書を以租稅寮

ハ届出へ

第三則 地方廳の徴収したる租稅金ハ人民よ

り收入せし日より十五日以内ハ該地方を差

立租稅寮ハ送納し四月三十日限送致濟の仕

譯書を同寮へ差出すへ

第四則 地租米金とも各地方廳の人民へ觸示

したる收納日限を愆り上納を怠るものハ這

第五則 第四則の如く定むと雖も自然水火災

の類止むを得ざる事故あるも此等ハ各廳限

其用捨を爲すを得べし然れとも三月三十一

日を過ぎ尚完納せざるも此等ハ其事由詳

細租稅寮へ届出つへし而して五月一日ハ至

つて完納せざる時ハ裁判官ハ於て身代限の

處分を乞ふべし

但五月一日以後ハ至るも完納し能ハざる

情實あるものハ右日限以内ハ其事由を當

省へ具陳し裁判を乞ふべき事とす

第六則 五月一日以後人民の完納せざるもの

あつて之を裁判官ハ引渡す時ハ其村町人名

及ハ未納金員とも詳細仕譯書を以て五月三

十日限當省へ届出へ

第七則 納期の異同ある百般の税金上納を怠

るものも第四則より六則迄の方法ハ基き所

置を

第八則 怠納金ハ渾て當省へ上納し及む追

て府縣稅帳の部内ハ記入し届出つへ

右之通相定候事

般第四號公布は照準し左の割合を以息納金を命ずべし

一ヶ月米高の二十分の一

則ち未納高百圓石は付五圓の割日割一日

米壹斗六升六合
金十六錢六厘

但米ハ時價を以徴收すへし

○地租金管廳へ徴收期限

○九年一月廿四日御布告第三号

地租金歩通を以收納の方法を廢し自今別紙の通改定候條此旨布告候事

但明治八年分の儀ハ全年の租額及同年市街地租の殘半數とも布告到達の日迄は收入齊の殘高を本年三月三十一日迄は割合完納可致事

地租金管廳へ徴收期限

該年七月一日より收入して

第一期

同年九月三十日限り完納すべし

但し市街の地租全額の半數及夏納金の類ハ各地の舊慣より仍り收納し其他全年租額の内幾分か納むへき金額を管廳は於て適宜に定め此期限内は管廳へ徴收する事とし納付の日限及び金員等ハ該廳は於て分賦の上管下へ觸示すへし

第二期

該年十月一日より收入して
翌年三月三十一日限り完納すへし

但し市街の地租殘半額收納ハ舊慣より仍るへし其他初納九月三十日迄は上納せし殘額の總數を此期限内は管廳へ徴收する事とし該廳より管下へ分賦觸示し方等ハ上は同一

○煙草稅則

○八年十月四日御布告第百五十號

煙草課稅の儀本年^ニ第二十八號を以て布告^ニ及び置候處右稅則別紙の通相定來明治九年一月一日より施行候條此旨布告候事

煙草稅則 第一則 煙草營業稅

第一條 煙草賣買營業の者ハ其管廳へ申出營

業鑑札を受け年々左の通稅納致すべき事

但煙草耕作人より自作の煙草賣買營業

人へ賣渡せ而巳^ニて煙草を請賣せざる者

(并^ニ葉煙草の儘取扱ひ候者)ハ此限^ニ非^ズ

田

印紙 全 壹 錢

印紙 全 五 錢

印紙 全 拾 錢

第三條 製造煙草印稅割合左の通

煙草代價 五錢未滿 印稅一厘 但長印紙

〔同年十一月第百六十五号御布告を以て并以下十二字を削除す〕

煙草卸賣營業稅 一ヶ年 金拾圓

煙草小賣營業稅 全 金五圓

但卸賣とハ烟草商人へ賣渡を云ふ

又小賣とハ自用自己の所用を供し賣致さるもの

の人へ賣渡を云ふ

第二條 卸賣營業鑑札を受け小賣を兼候者ハ

別段小賣營業鑑札願受るゝ及むと雖も小

賣營業鑑札を受け卸賣を兼候儀ハ不相成候

事

第三條 最初營業鑑札下渡候即爲手数料金貳

拾錢相納むべき事

第四條 營業鑑札を受けたる煙草商人へハ仕

入鑑札其管廳より相渡候條煙草買入の節ハ

必ぞ相携へ可申右鑑札料ハ一枚ヲ付金拾錢

つゝ相納むべき事

但仕入鑑札ハ一戸一枚ヲ限り候儀ヲ無之

素より買入の節必携の品ヲ付何枚ニても

入用文願ニ依て相渡べき事

第五條 營業稅上納の儀ハ年々兩度ニ區別し

半ヶ年分宛區戸長へ取集め其管廳へ可相納

事

全五錢以上 印稅五厘

全十錢以上 印稅壹錢

全二十錢以上 印稅二錢

全三十錢以上 印稅三錢

右以上總て之ヲ半ノ印稅增加をべし

第四條 烟草印紙貼用方略圖の如く賣主ニ於

て印紙貼用し其全面の中心より端ニかけ賣

印或ハ仕切印を押すべし〔此一條同年十二月第百五号御布告を以て改正の令を載す〕

第五條 煙草印紙ハ煙草印紙賣捌所と大書し

官の焼印ある看板を掲ぐる家ニ限るべし其

外ニ於てハ一切賣買禁止の事

第六條 仕入鑑札所持の煙草商人へ賣渡を製

造煙草ニ限り印紙貼用し及ハ其仕入鑑札

を証として賣渡をべし尤鑑札所持致さる

者へハ無印紙の製造烟草決して賣渡不相成

事

第三則 賞罰例

第一條 卸賣營業鑑札を受けを營業致候者ハ

一ヶ年營業稅の七倍科料可申付事

第二條 卸賣營業鑑札借受け營業致候者ハ取

條同様の科料申付べし貸渡候者ハ其鑑札取

上げ一ヶ年營業稅の五倍科料可申付事

但其年前半年分ハ一月三十一日限り後半年分ハ七月三十一日限り其管廳へ可相納事

第六條 新規營業免許の者六月以前ハ全年分七月以後ハ半年分營業免許の即直ニ營業稅相納廢業の者七月以後ハ全年分六月以前ハ半年分納稅可致事

但廢業の者ハ其節直ニ營業鑑札仕入鑑札ニ返納すべき事

第七條 營業鑑札若シ水火盜難過誤等ニ失却候節ハ其管廳へ届出新規鑑札申受べき事

但為手数料金貳拾錢相納むべき事

第八條 營業鑑札仕入鑑札ハ貸借夫ニて不相成候事

但改名代換轉居等の節ハ其旨管廳へ申立

候ハ、鑑札引換可相渡手数料トシテ營業鑑札ハ金二十錢仕入鑑札ハ金拾錢相納むべき事此但書同年十一月第百六十五号御布告を以て改正の分を載す

第九條 年賣營業の者ハ烟草年賣所ト書記シ又小賣營業の者ハ烟草小賣所ト書記シたる省板へ免許鑑札の番号書加へ戸外ニ掲ぐべき事

第三條 小賣營業鑑札を受けテ營業致候者ハ一ケ年營業稅の五倍科料可申付事

第四條 小賣營業鑑札を借受營業致候者ハ前條同様の科料申付ベシ貸渡候者ハ其鑑札取上一ケ年營業稅の三倍科料可申付事

第五條 仕入鑑札所持致さシテ無印紙製造烟草を買受候歟又ハ右所持致さ、る者へ無印紙製造烟草を賣渡さ、ものハ各脱稅高の二十倍宛科料可申付事

第六條 仕入鑑札借受候者并貸渡候者ハ其鑑札取上げ枚數ニ應シ鑑札料の十倍宛科料可申付事

第七條 烟草印紙を用ゆべき製造烟草ニ印紙を貼用せ、自用の人へ賣出を者ハ脱稅高の二十倍科料可申付事

第八條 烟草印紙を不足ニ貼用せ、ものハ減稅高の十倍科料可申付事

第九條 官許印紙賣捌所の外ニ於テ烟草印紙賣捌致を者ハ其品取上既ニ賣捌たる印紙代の百倍又ハ其情を知テ之を買者ハ其品取上印紙代の五十倍科料可申付事

第十條 一旦相用いたる烟草印紙を剥取り再

但卸賣小賣を兼候者ハ烟草卸小賣所と書記
一 看板を掲ぐべき事

第二則 製造烟草印紙

第一條 製造烟草ハ五作箱詰紙包束作疊紙等各種の大小

斤目斤目不拘自用の人へ賣渡を節ハ總て其代
價價は從ひ烟草印紙貼用の上賣出べき事

但葉烟草ハ總て印紙相用ゆるま及ハさる
事

第二條 製造烟草印紙種類并定價左の通候事

長印紙 二十五切 定價二錢五厘

印紙 全紙一枚 定價二錢五厘

○ 代理人規則

○ 九年二月廿二日司法省布達甲第一号

今般代理人規則別紙の通相設け候條來る四月一日より以後ハ右規則通り免許免を経さる者へ
代言相頼候儀不相成候條此旨布達候事

但四月一日以後代言人無之且ツ本人疾病事故本人疾病事故小て不得已場合に於て其至親父子兄弟又ハ
の内之小代るを得べく若一至親無之者ハ區戸長の証書を以て相當の代人を出ず亦不苦

○ 代理人規則

第一條 凡う代理人たらしとする者ハ先づ專

ら代言を行ハんと欲する裁判所を示したる
願書を記し所管地方官の檢査を乞ふへ地

用する者或ハ之を賣買する者ハ六十圓以下
の料料可申付事

第十一條 烟草印紙を贗造する者又ハ贗造せ

一品と知て之を賣買する者ハ都て九十圓以
下の料料可申付事

第十二條 前數條は掲る處の犯人を見届け

訴出する者ある時ハ事實取糺の上相違なき小
於てハ其賞として其料料金の半高相與候事

〔烟草管業免許鑑札并印紙番ハ略之〕

○ 第十四條

一 訟庭小於て國法を誹議し及ひ官吏を侵
凌する者

方官之を檢査するの後狀を具して司法省小
出す然る後其許すへき者ハ司法卿之れ小免
許狀を下付す

第二條 代言人を檢査するハ左の件ハ照す可

一 布告布達沿革の概略に通ずる者

二 刑律の概略小通ずる者

三 現今裁判上手續の概略小通ずる者

四 本人品行并小履歴如何

第三條 免許を與ふへからざる者左の如

一 懲役一年以上實決の刑小處せられ者

二 身代限の處分を受け者

三 其地方内小定まりたる住居ありざる者

四 官職ある者

但准官吏たる者も亦同

五 諸官員華士族及商家其他一般の雇人たる者

但雇主承諾の証書ある者ハ此限小ありす

第四條 既小免許狀を與ふれハ之を司法省并

各裁判所の代官人名表小登載す

但免許狀を得たる者ハ必ず該裁判所在

の地大區内小住居すへ

第五條 免許狀を得たる者ハ免許料とノ金拾

圓を司法省小納めしむ

二 訟庭に於て欺察詐偽の辨を爲す者

三 相手方を惡言凌罵し其面目名譽を汚す者

四 謝金を取收し又ハ過當の謝金を貪る者

五 他人貸借取引等の詞訟を買取り自己の

利を圖る者

六 詞訟を教唆する者

七 故らし時日を遷延して訴訟本人の妨害

を爲す者

右の如き者ハ其輕重を量り裁判官直ち之

を罰するを得其罰目左の如

(一) 譴責 (二) 停業 (一月以上一年以

下) (三) 除名 (三年を経る後ハ非され

ハ復代言人たるを許さす)

但其罪重き者ハ律に依て處斷し本條罰目

と併せ科するを妨げを尤第三條第一項

に觸る者ハ更小代言人たるを許さす

第十五條 此規則に掲ぐる所の者ハ他の法律

戒規に相觸る、とせしむ

○九年二月廿二日司法省達第二拾五号

各裁判所
府 縣

今般當省甲第一号布達相成候付てハ右施行手

續別紙に照し可取扱候條此旨相違候事

代理人規則中手續

但免許ハ一年を以て限りとを若一引續其
職務を行ハんと欲する者ハ満期の節更小
免許を受くへ一

第六條 代理人代言を為すハ必オ一も同管轄
の者小限らす都て雙方の協議小任すへ一

但免許せられたる該裁判所の外ハ代言を
為すを得すと雖も其或ハ控訴等小て從前
手續を以て他の裁判所より上等裁判所小
出るか如きハ此限小あらず

第七條 代理人より訴訟本人小對一不正不實
の証ある時ハ本人より何時小ても裁判所へ

其由を届けたる上小て代言を辭一更小他の
代言人を以て代言せしむるを得へ一

第八條 代理人ハ訟庭小於て其訴答往復書中
の趣意を辨明一裁判官の問小答ふる者とす

若一其辨論端緒を失一詞訟の本旨を紊亂一
裁判の妨礙となる時ハ裁判官之を制止する
を得へ一

第九條 若一訴答書中遺漏の件ある時ハ更一
書取りを差出さしめたる上ハ非されハ代言

人其事を辨明せざるを得ず

第十條 裁判官の許可を得るハ非されハ訟庭

第一條 凡そ代言人たらんと欲する者ハ先づ
其願狀を所管區戸長小出小區戸長之小與書
以て該地方廳小出せ

第二條 地方官其願狀を受くれハ旨を該區戸
長小下小其規則中第二條及び第三條小觸れ
ざるや否を具狀せしむ

第三條 地方官其具狀小就て之を審査檢査を
るわ各便宜小隨ふへ一と雖も必き本人を
て規則第二條中一より三小至る迄の事小就
てわ一の議案を出さしむるを要す

但其議案小據り或ハ問題を設けて之か答
案を作らしむるとあるへ一

第四條 地方官小於て其可なりと思料する者
ハ其見込書へ本人出せ所の願狀并小議案(或
ハ答案)及區戸長の具狀書を副えて之を司法

省小送呈せ若一其不可なりと思料する者ハ
司法省小送呈せせ直ち小其願狀等を本人小
還付せしむるハ勿論なりとせ

第五條 司法卿其書類を取り之を審議せしめ
其許をへ一と決する者ハ乃ち之小下付する
小免狀を以て一之を全國代言人表小掲載せ
しむ若一其許を可からざる者ハ直ち之を

上原被雙方互に辨論するを得き

第十一條 告建諸規則の正しき裁判官に向て
旨趣を陳述するを得へりと雖も其是非及び
立法の原旨を論議するを得ず

第十二條 代言人疾病事故ありて本日出席せ
る能ハされし必き裁判所へ其旨を届出へり

若し代言人故なく出頭せしめて聴訟延期を
する時ハ訴訟本人の為め並に相手方の為め延
期より生じたる費用を償はしむへり

第十三條 代言人の謝金ハ代言人其訴訟本人
との協議を以て其高を預定する者とす

廿一ノ四

○ 建物書入質規則

○ 八年九月三十日御布告第四百十八號

諸建物書入質規則并に續買讓渡規則別紙の通相定候條來る十二月一日より施行可致此旨布告
候事

建物書入質規則

第一條 金穀の借主又ハ預り主より返濟すべ
き証據として附し柱に對し引當と爲す所の

建物の圖面も証文もに戸長の公証を受けた
る者を附し柱に渡し置きたるを建物の書入
質と云ふ

地方官に還付するハ勿論なりとす

但免許料ハ十日以内之を地方官に納め地
方官取纏め一年四次之を司法省に納付す
〔共ニ贖金收納の期限を以てす〕
八号違を以て共ニ以て
下十四字を削除ス

第六條 免狀ハ地方官を經し區戸長より之を

本人に付し本人免狀を受くれし其免狀に届
書を添え所在の裁判所に出し裁判官閱し了
れハ書記に命じて其姓名住所族籍年齢等及
免許の年月日を裁判所代理人表に掲載せし
め其免狀を本人に還付す

餘金第二番の金主へ引渡すべき元利の金數に
不足する時ハ其不足の分を償ふるハ平常書

入質なき貸主に身代限の償却の例に従ひ外
物品釋賣代價の内にて相當の割賦を以て引
渡すべし

第二條 書入質を爲す建物自身所有の地所に

建て在る時ハ書入質証文に自身持地の建物
なるを記入すべし又借地に建て在るハ

書入質を爲すもの其地主に請ひ其地主を
て貸れるを証するの奥書 爲さむべし

若し借地の建物にして地主の奥書なき証文
ハ書入質の効なきに付書入質なき借用証文

と看做すべし
第三條 金穀の齎り柱より建物引當の証文と

建物の圖面とを建物の在る地を管轄する戸
長役場に差出し戸長の奥書割印を受くるを

を公証を受くるを云ふ
第四條 建物書入質の証文に添ふれる圖面中

に書入質を爲す所の建物の圖ハ朱引朱字を爲
し書入質の外なる建物の圖ハ墨引墨字を爲

す可し贈書蠟封紙紙に
第五條 戸長役場に於てハ建物書入質記載帳

を備へ置き証文の奥書割印を願出する時ハ其
大旨を帳面に記入し而して帳面と証文とに番

号を朱書し割印を押し奥書を爲し圖面にも
同番号を朱書し割印を押すべし若し戸長不

在の節ハ其旨を記し副戸長奥書割印す可し

但第二番の金主に渡し置く書入質の證文

にハ建物代價の餘分を見込み借添れる旨
を書載すべし

第十三條 書入質と爲される建物焼失流亡等

に至りし時ハ建物の所持主ハ代理人より
遅くとも七日内に其趣を書面に記し戸長役

場に届出つべし戸長役場に於てハ建物書入
質記載帳の朱書番号に引合せ朱筆を以て點

合を爲し其傍に焼失流亡等の趣を略記し年
月日を記し戸長の實印を押すべし贈書蠟封

紙に
第十四條 書入質の建物焼失流亡等に至りし

時ハ貸主より借主に對し代り質を受取るを
の求りを爲すを得べし若し借主代り質を

出すを肯ハズ又ハ出し能ハざる時ハ借用
金返済期限未滿内と雖も貸主より借主に

對し元利返済を求るの訴を爲すを得べし
建物賣買讓渡規則

第一條 自身所有の地に建て在る建物を賣渡

し又ハ讓渡しを爲さんと欲する者ハ贈書證
文と圖面とに戸長の奥書割印を受く可し又
借地に建て在る建物の贈書證文にハ其地主

第六條 建物を以て金穀借用又ハ預りの引當

と爲りたる証文にて前條の規則に背き公証
を受けざる者ハ書入質の効なきに付書入質
なき證明証文 看做す可し

第七條 此規則施行以後建物書入質の借用証

文又ハ預り証文にハ必ず返済の期限を定む
べし若し其期限を定めざる者ハ書入質の効
なきに付書入質なき證明証文と看做すべし

〔附則 證明証文ハ明治第九號〕

第八條 此規則施行以前に契約したる建物質

入又ハ引當の借用金穀又ハ預り金穀にて返
済期限の定めなき証文を所持する者ハ明治
九年二月廿八日迄に金穀附註又ハ其相續人
に掛合此規則に従はれる書入質の証文に改
む可し若し附註又ハ其相續人証文を改めざ
る時ハ明治九年四月三十日迄に建物の在る
地を管轄する裁判所に訴ふ可し

但明治九年四月三十日を以て訴人發途の
期 定め其訴人の住所又ハ寄留の地所裁
判所との距離毎八里に一日の猶豫を與ふ

第九條 此規則施行以前に契約したる建物質
入又ハ引當の金穀借用証文又ハ預り証文を

に請ひ其地主より貸地れるとを證するの與
書を受けたる上にて戸長の與書割印を受く
可し

第二條 建物の買受又ハ讓受を爲さんと欲す

る者ハ自身又ハ其代人建物の在る地の戸長
役場に至り建物書入質記載帳を見合はれる
上其譲渡の証文を受取り然して後に戸長役
場に至り戸長又ハ副戸長の面前にて何大區

何小區何番地の何番の建物を何某より譲渡
れる旨を書入質記載帳に記入し年月日並に
苗字名を記し實印を押すべし若し此手續を
爲さざる時ハ建物譲渡の効なきに付建物の
代價を受取りたる旨を記したる建物賣渡證
文ハ金銀借用証文と看做すべし

第三條 戸長役場に於て建物譲渡証文の與書
割印を願出する時は亦建物書入質記載帳に記
入するを及ひ証文に與書し圖面に割印する
を建物書入質規則第五條に

の手續きを爲すべし
公證を與る

第四條 書入質と成りたる建物を譲渡たる者
ハ其建物の書入質となりたる金數の償却を

爲すべし

ハ其建物の書入質となりたる金數の償却を

爲すべし

ハ其建物の書入質となりたる金數の償却を

所有する者ハ返濟満期に至ると至らざるとに論なく明治九年二月廿八日迄に金穀雜柱又ハ其相續人に掛合此規則に従ひたる書入質の證文に改むべし若し願註又ハ其相續人証文を改めざる時ハ明治九年四月三十日迄に建物の在る他を管轄する裁判所に訴ふべし但書前同斷

第十條 建物の在るを管轄する裁判所に於てハ原告人の訴狀を受取る時より三日内に裁判所より被告人の建物の在る地の戸長に對したる報知狀を原告人に下付し速に戸

廿一ノ五版

長ヲ送達せしむべし右の報知狀ハ何府管下寄居何某の訴訟ニ因り何大區何小區何番地の建物を書入質と爲き證文ニ公證するを差留むる旨を記載せしめて其訴訟落着き至り一時ハ公證の差留を解くことを速に戸長に報知せしむべし

第十一條 第八條及び第九條の規則ニ背き明治九年五月一日以後に至り此規則施行以前に契約したる建物質入又ハ引當の金穀雜借入質なき者ハ書入質の効なきに付書入質なき借り證文と看做さべし

引受くべし但し願受人に於て其建物所有の權を拋棄する時ハ書入質の金數の償却を引受くるに及ばず

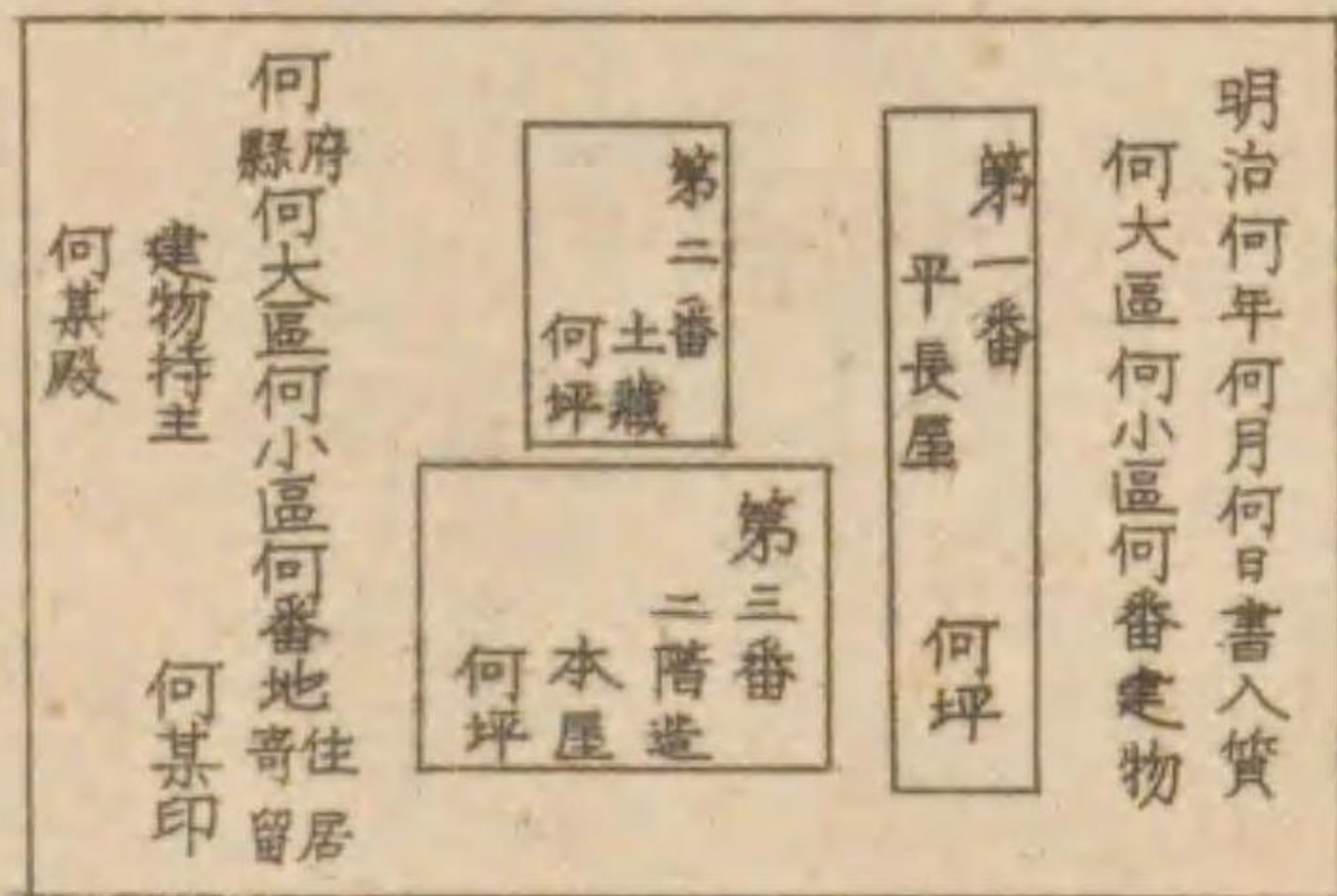
第五條 第四條の場合に於て戸主の後を受けたる相續人ハ前戸主より譲受けたる建物所有の權を拋棄すと雖も書入質の金數の償却を引受く可し

第一號

書式

及濃紙大半紙又ハ右寸方ニ同じき紙を用ゆべし

建物の圖を引くハ紙の上下左右とも黒線の外一寸を明け置くべし



第二號

書式

若し一枚の紙に狭きときは何枚も綴り合せ繼目の裏小繼目印を押すべし

原文朱字ハ輪廓を附し以下物之

壁ハ圖の如き朱引の建物を書入質と爲すときは第一番より第三番並合三棟を書入質と爲すを証文に記入し圖面と共ニ質取主の波一置くべし但し圖面を戸長役場に出し置くべし

明治何年何月何日書入質 何大區何小區何番地建物

壁ハ圖の如き朱引の建物のみにて第一番第二番並合三棟

第十二條 一棟の建物を二重三重に書入質と

為きてハ嚴禁なれ共若し第一番の金主へ書入質と為したる日を第二番の金主承諾なれハ建物代價の餘分を見込み又其建物を書入質貸添と為きてを得へし尤借主身代限の處分に至る時ハ右建物雜賣の代金を以て第一番の者へ元利の金數を引渡其餘金を以て第二番の者へ元利の金數を引渡し第三番以下右に準し引渡さべく若し雜賣の金高を以て先づ第一番の金主へ元利の金數を引渡し其

○訴訟用罫紙規則並取扱心得書

○八年十二月廿日御布告第百九十六号

今般訴訟用罫紙規則別冊の通相定來明治九年二月十五日より施行候條此旨布告候事

訴訟用罫紙規則

第一條 凡訴訟を生じ公裁を仰ぐ人とせむ

此規則第九條中第一項第二項第三項第四項は照準し原被告共裁判所は差出を訴答及び証書の寫等一切の書面ハ其類の罫紙を用ふべき事

但訴答等の表紙書式等ハ訴答文牒の通に

第一番 平長屋 何坪

第二番 土藏 何坪

第三番 二階造 木屋 書入質之也

何府何大區何小區何番地 何某印
何縣何大區何小區何番地 何某印
何府何大區何小區何番地 何某印
何縣何大區何小區何番地 何某印

書式 建物書入質記載帳簿
境失流亡等を書きし法

書式 建物書入質記載帳簿
の買受譲受等を書きし法

第三號

何號 何年月何日
何大區何小區何番地
何大區何小區何番地
何大區何小區何番地
何大區何小區何番地
何大區何小區何番地
何大區何小區何番地
何大區何小區何番地
何大區何小區何番地
何大區何小區何番地

第四號

何年月何日
何大區何小區何番地
何大區何小區何番地
何大區何小區何番地
何大區何小區何番地
何大區何小區何番地
何大區何小區何番地
何大區何小區何番地
何大區何小區何番地
何大區何小區何番地

と書入質と為すハ其旨を証文に記入し他の建物ハ墨引にて書入質の外と記し圖面とハ其貸取主に渡すべし但し圖面の寫一枚を戸長役場に出し置

○九年一月十七日大藏省達乙第七号府縣

昨八年十二月第百九十六号を以て訴訟用罫紙規則御發行し付取扱心得別冊頒布候右に照準執

行可致候此旨相建候事

訴訟用罫紙規則取扱心得書

第一項 訴訟並文通用罫紙ハ各府縣廳より租

稅寮へ員數申立請取るへし

るべき事

第二條 訴答文例中原告人へ取べき被告人居
所書付並此書付を得る為村役場の文通ハ第

九條中第五項の罫紙を用ふべき事

第三條 訴訟中其事を関し証據を為さんとき

る原被告人互の文通も第五項の罫紙を用ふ

べし若し此罫紙を用ひざる者裁判上証據た

るの効なきものとすべき事

第四條 人民より官府を関涉する訴訟小付官

府より裁判官に差出を書面も同一く此規則

は照し罫紙を用ふべき事

第五條 以上掲ぐる罫紙を用ひざる書面ハ裁

判官受理せざる事

第六條 裁判所より原被告人或ハ引合人等呼

出状ハ都て第五項の罫紙を用ふべき事

第七條 訴訟用罫紙ハ買求差支無之様各府縣

管下適宜の場所へ賣捌所相設くべき事

第八條 賣捌所ハ訴訟用罫紙賣捌所と大書し

官の焼印ある看板を掲ぐべき事

第九條 訴訟用罫紙用方並種類定價左の通

第壹項 金穀之類

第二項 罫紙賣捌きを願ひ出る者之れ無地方

ハ區戸長の中人撰りて申付差支なき様取計

ふべし

第三項 賣捌所看板ハ官費を以雜形の如く製

造し相渡すべし

第四項 賣捌人廢業の節ハ看板返上せしむべ

し

第五項 賣捌人罫紙の税金即納之者ハ其額願

ひ小任せ後納の者ハ當人の分限を量り金高

多くとも一度は三百圓を限り下附すべし

第六項 賣捌人水火盜難等にて引負出来ると

も相違無く税金辨納すべき旨證人連印之受

書取置くべし

但水火盜難憫諒をへき事情あれハ其時々

具狀して處分を乞ふべし

第七項 税金後納の賣捌人ハ手数數として賣

捌金高之百分の四を支給し即納之者ハ同

断十分の一其都度支給を可し

第八項 罫紙税金即納の賣捌人廢業等して殘

る罫紙を返納之儀願出る節ハ返納罫紙之税

金全額を還付すべし

但罫紙の表面破れ損ト或ハ穢き痕等ある

金拾圓
米五石
雜石拾石
未滿
黃色罽紙
定價壹枚
金壹錢

但一壹枚十六行一行十五字詰以下皆同一

金拾圓以上百圓
米五石以上五拾石
雜石拾石以上百石
未滿
黃綠色罽紙
定價壹枚
金貳錢

金百圓以上五百圓
米五拾石以上貳百五拾石
雜石百石以上五百石
未滿
橙黃色罽紙
同
金三錢

金五百圓以上千圓
米貳百五十石以上五百石
雜石五百石以上千石
未滿
綠色罽紙
同
金四錢

金千圓
米五百石
雜石千石
以上
黑色罽紙
同
金五錢

廿一ノ六用

第二項 人事の類 但家督相續養子雇人等の
ごしに關する訴訟を云ふ

青色罽紙 同
金壹錢六厘

第三項 土地并建物の類 但地所境畷田畑建家
等の訴訟を云ふ

紫色罽紙 同
金壹錢四厘

第四項 雜事の類 但以上三項に關せず
る一切の訴訟を云ふ

紅色罽紙 同
金壹錢二厘

第五項 文通の類 但裁判所より原告人等呼出狀
其外(町村)役場及原告人の文通

赭色罽紙 同
金五厘

第十條 裁許狀種類の定價左の通

第一項 金穀の類

ハ返納は立つ可ウラギ且返納罽紙ハ相當
せる手数料最前下付セー内より更ニ返納
セーセー

第九項 税金ハ每一月取纏別紙雜形之通上納

証書相添へ翌月十五日限り該地を差立租税

察へ上納キベ一

第十項 罽紙元拂並收稅表ハ別紙雜形之通計

算表を作り(七月より十二月迄)の分ハ翌年一

月十五日限(一月より六月迄)の分ハ七月十五

日限該地差立租税察へ差出キベ一

○訴訟用罽紙取扱心得

○九年一月十二日司法省達第四号 裁判所を
置さる 各縣

明治八年十二月第百九十六号を以て訴訟用罽

紙規則御発行ニ付右取扱心得左之通候條此旨

相達候事

訴訟用罽紙取扱心得

第一條 裁許並呼出用罽紙ハ需用の員数見量

ひ當省へ申立之を受取べし (此一條同年同月日省第十号
達を以て改正の分を載す)

第二條 裁許並呼出用罽紙原被告人へ付與を

る員数之定價ハ曲者より三日内ニ取立べし

第三條 右取立る定價ハ每三ヶ月分取纏め翌

金拾円
米拾石
雑石拾石
未滿
黄色罫紙 同
金貳錢

但一壹枚十二行一行十二字詰以下皆同一

金拾円以上百円
米五石以上五拾石
雑石拾石以上百石
未滿
黄綠色罫紙 同
金三錢

金百円以上五百円
米五拾石以上貳百五拾石
雑石百石以上五百石
未滿
橙黄色罫紙 同
金四錢

金五百円以上千円
米貳百五拾石以上五百石
雑石五百石以上千石
未滿
綠色罫紙 同
金五錢

金千円
米五百石
雑石千石
以上
黑色罫紙 同
金六錢

第二項 人事の類
青色罫紙 同
金三錢貳厘

第三項 土地並建物の類
紫色罫紙 同
金貳錢

第四項 雑事の類
紅色罫紙 同
金貳錢四厘

第十一條 裁許状ハ其類ニ照準シ此罫紙を用
ふべき事

第十二條 訴訟中裁判所より原告人等呼出
ス用ふる罫紙員數の定價及原告人へ下附
する裁許状罫紙員數の定價ハ曲者より三日

月五日限り別紙雛形之通証書相添該地差立
當省へ上納をべし

第四條 右罫紙受取高並收納金高及び減損高
記載をべき帳簿各一冊を製し罫紙の種類を
詳記し裁判主務の上席人認め印を押各廳ニ
具へ置くべし

第五條 罫紙元拂並收納金第四條の帳簿ニ憑
據し別紙雛形之通計算表を作り六月より一
分七月十五日限り七月より十之分ハ翌年一
月十五日限該地差立當省へ差出をべし

被告へ下付せる訴狀の奥書用紙ハ罫紙規
則第九條中五項の罫紙たるべし
〔被告へ云々一條同
年二月同省第十
五号達を以て追加〕

證

一金何程 但金種類

明治何年何月ヨリ何月迄裁許並呼出用罫紙
ニ付收納高

右納候也

年 号 月 日 何縣知事 苗字名印

司法卿何某殿

内ニ裁判廳へ辨納をへき事

第十三條 官許賣捌所の外ニて訴訟用罪紙を

販賣する者ハ其品取上げ販賣する罪紙代

の百倍又其情を知て之を買ふ者ハ其品取上

け買受けたる罪紙代の五拾倍過料可申付事

第十四條 罪紙を贋造する者又ハ贋造せし品

と知て之を賣買する者ハ都て其品取上げ九

十圓以内の過料可申付事

第十五條 前條ニ掲る犯人を見認め訴出る

者ハ事實取糺し相違なきニ於てハ賞として

其過料の半高下げ與ふべき事

懲治檻入并出檻願手續

○九年三月十日警視廳達ニノ第百六十三号

不良の子弟懲治檻入の儀是迄東京府廳へ願出来候處自今左の手續書ニ照準し其區警視署へ出

願可致此旨相達候事

但入檻中の費用ハ毎月末取纏め翌月五日限り本廳第六局へ相納むべし尤も貧窮しして上納

難致者ハ其時々事情詳細可申出事

懲治檻入并出檻願手續

第一條 不良の子弟を懲治檻入しんとを願

ふ時ハ其事由を詳記し父ハ最近の親戚一名

母ハ其子の父の最近の親戚二名兄ハ最近の

某縣

明治何年 從何月 至何月 裁許並呼出用罪紙元拂収納金計算表

類名	元		拂		残善計
	前月越高	本年受取高	収納金高	減損高	
二錢					本廳有高
三錢					
四錢					
五錢					
六錢					
七錢					
八錢					
九錢					
十錢					
總計					

第六條

訴狀受理せし却下せるときハ之を一

の判決文と做し罪紙規中第十條の種類ニ照

し該件相當の罪紙を用ゆ可し

但餘白ある訴狀ハ之ニ理由を記載せしむ

妨なし（此一條同年二月同省第
十五号達を以て追加）

區長

長

親戚二名の連印を以て申出べし

第二條 出檻を願ふ時ハ其入檻を願ひハ父母

若しくはハ兄と其連印せし親戚より申出べし

其願主若しくはハ連印せし者死去するか又ハ

故障ある時ハ其子弟の最近の親戚二名以上

の連印を以て申出べし

第三條 入檻出檻の願ハ該區戸長の奥印を受くべし

第四條 入檻中費用ハ其父兄より上納すべし

若しくは貧窮よりて上納し難きものハ其事由を

詳記し戸長の添書を以て申出べし

但費用ハ毎月末該區々務所ニ相納むべし

官省規則全書

○第廿二篇

訴訟入費償却規則 民事訴訟目安糺ノ際取扱方
 遺失物取扱規則 金祿支給假規則 篤行及奇特者賞與條例
 窮民一時救助規則 公用土地買上規則 土石堀取規則
 廢合寺院跡地並建物處分規則 外國船乘込規則
 西洋形日本船各関港場出入規則 廻漕貨物取扱條例
 海上衝突豫防副則

○訴訟入費償却規則

○九年四月廿二日司法省布達甲第五号

訴訟入費償却規則左の通改正候條此旨布達候事

訴訟入費償却規則

第一條 訴訟狀其外書類認料壹枚十六行十五字

長六百間迄 百間ニ付五寸の割 西の内一

詰り付拾錢但し一枚以下も同價

右定限○第一原告人の訴状の正本副本○第

二被告人の答書の正本副本○第三訴状亦ハ

答書中ニ記載し難き證據の書類の寫○第四

審判中ニ原告又ハ被告より差出したる證據

の書類の寫○第五訴訟中訴状ニ關係するの

事件ニ付原被双方往復の文書

第二條 證人並ニ引合人差添人手當一日ニ付

五拾錢但し八里以外より罷出止宿の者ハ廿

五錢を増す

右定限○裁判所ニ出席を爲しとる日

第三條 證人並引合人差添人滿八里以外の地

よを來り滯留中の手當一日ニ付五拾錢司法省甲

第六号を以て追て布達候迄

第四條 證人並引合人差添人旅費滿八里ニ付

拾錢歸路も同斷

但し八里を越れば毎滿一里ニ付拾錢

右定限○第一兩線の官道甲路ハ遠くて路ハ

近き時ハ現ニ甲路を經ると雖も乙路を以て

計算す可し○第二本條ハ日本國管内を通行

する者の爲め設く

第五條 原告人又ハ被告人直なる者の手當一

枚ニ付拾二錢○第三長千二百間迄 百間ニ

付三寸の割 同拾四錢○第四長六千間迄

百間ニ付二寸の割 同拾七錢○第五長一万

二千間迄 百間ニ付一寸の割 同廿錢○第

六長一万二千間以上 百間ニ付五分の割

同廿四錢

一測量ニ及ばざる見取繪圖ハ間數の長短を論

せず大凡見積を以て簡便ニ圖引致す可し

但西の内一枚ニ付拾錢

第十一條 使賃滿一里毎ニ拾錢一里未滿ハ五

錢

但歸路も同斷

右定限○第一裁判所にて示談中双方承諾の

上原告被告双方又ハ一方者より遣りとる使

賃○第二裁判所にて示談中原告又ハ被告一

方の者掛裁判役の檢印を經とる使賃○第三

原告又ハ被告一方の者出訴中違約して出席

せざる時掛裁判役の檢印を經て違約を責む

る使賃○第四原告被告双方の爲め又ハ一方

の爲めニ双方又ハ一方の者の申立ニ因り裁

判所より臨時ニ遣りとる使賃

第十二條 郵便並ニ電信料定價

日_二付五拾錢

但し八里外より罷出止宿する者ハ廿五錢を
増す

右定限〇第二條_二同し

第六條 原告人又ハ被告人直なる者八里以外
の地より来り滞留中_{（さいりゅうちゅう）}の手當一日_二付五拾錢

〔司法省甲第六號を以て追て布達
候迄執行及バざる者布達あり〕

第七條 原告人又ハ被告人直なる者旅費_{（りょひ）}滿八
里_{（らう）}ニ付拾錢歸路_{（きさう）}も同断

但し八里_{（やへり）}を越_{（こ）}せハ每滿一里_{（やへり）}ニ付拾錢

右定限〇第四條_二同し

第八條 通辨_{（つうべん）}雇料一日_二付三圓

右定限〇第二條_二同し往返_{（わうへん）}旅費_{（りょひ）}をも定額_{（ていがく）}の通
り計算_{（けいさん）}すべし

第九條 翻譯_{（ほんやく）}料一枚_二付十六行十五字詰貳圓

但し一枚以下も同價

右定限〇第一條_二同し

第十條 測量_{（そくりやう）}繪圖_{（えいず）}認料

右定限〇第一長三百間_{（さんひゃくま）}まで盡_{（つく）}る時ハ 百間
ニ付一尺の割 西の内一枚_二付拾錢〇第二

○民事訴訟_{（しんじしゆつ）}安_{（やす）}統_{（とう）}の際取扱方

右定限〇第十一條_二同し

第十三條 身代限_{（みんしろん）}を爲す_二付裁判所_{（はんぱんしよ）}又ハ縣廳_{（けんちやう）}
又_{（また）}町村_{（やうそん）}役場_{（やくば）}ニ納_{（な）}む可_{（べ）}き評價_{（ひやうか）}人_{（にん）}監定_{（かんてい）}人_{（にん）}等_{（ら）}の日
雇賃_{（いよせ）}金の諸入費_{（しよにゅうひ）}及_{（および）}身代限_{（みんしろん）}諸雜費_{（しよざつひ）}臨時_{（りんじ）}計算_{（けいさん）}
を以て定む

右ハ前數條_{（ぜんすうじょう）}の入費_{（にゅうひ）}ニ先_{（ま）}つて取立_{（と）}つ可_{（べ）}し

○八年十二月十二日司法省布達甲第拾六號
民事訴訟目安札の際不受理又ハ願下げの取扱方左の通相定候條此旨布達候事

第一條 裁判官訴狀の目安札を爲し受理す可

うかすと思料する時ハ必ず其受理す可うかざるの理由を記したる判文を作り訴狀と共に下渡し可申尤も判文短簡なる者ハ其判文を訴狀の表紙又ハ訴狀の末の餘白に朱書し裁判所の印を押し下戻し候ても不苦候事

第二條 原告人より差出したる訴狀の取り下

げを願出する時ハ取り下げを爲す事の理由を審問し原告人ハ於て出訴するの権利を抛棄

○遺失物取扱規則

○九年四月十九日御布告第五十六號

遺失物取扱規則左の通相定候條此旨布告候事

遺失物取扱規則

第一條 凡遺失物と稱するハ自ら其遺失する

を覺らそ及び其所在の明かならざるものを云ふ故に若し其物を得るに臨て物主其場を就て其主たることを証明するに於てハ直之を返還し遺失物を以て論ざるを得ず

第二條 凡遺失の物を得れば五日以内其主

□

する事を申立るに於てハ原告人をして何々の理由に因り出訴するの権利を抛棄するに付て控訴又ハ上告を爲さざるの旨を記載したる願書二本を受取り其一本ハ裁判所は留置き其一本は願意を聞届けたる旨を朱書し裁判所の印を押し下戻す可き事
但裁判官より理解を爲し訴狀取下げ願を出さしむるを得ず

△

官に送る一官之を公賣し其代價を領置

榜示して處分するに第二條の如し

第八條 凡家畜の類他所に逸走するものハ之

を遺失物と稱するを得ずと雖も其主より之を官に報し及び得都は其費用と報勞金を給

與するに第三條第四條は同し若し他人財産

還し其主分明ならざるハ之を官に送りし

官之を榜示し一年以内其主なき時ハ之を得ず

と給す

第三條 凡遺失者ハ其遺失する物品の模様買

數并遺失の日時場所等を可成丈け詳細に

記載し速かに官に届出へし但得者より其返

還を得る時も亦更ニ其旨を届出へし

第四條 凡遺失の物を得れば之を其主に還す

と雖凡其費用を償はしむるを得且得者

報勞のため其物價百分の五より少からず二

十より多からざる金圓を給せし若し物主

得者と其價格を争ふ時ハ官之を評價人に托

して其價を定む

第五條 凡遺失物を得るは物品盜賊に係るも

のハ直に官に送りし官之を其主に還し止

た其費用のみを償はしむ

第六條 凡官私の地内に於て埋藏の物を掘得

る者ハ並ニ官に送り地主と中分せしむ但其

主分明なるもの及び盜賊に係るものハ此限

不在らし

第七條 凡遺失の物を得るは若し其物耐久し

難くして其主分明ならざる時ハ迅速に之を

を毀損する時ハ律に照して處分す

第九條 凡逃走する畜類を得たる者其主分明

ならざれば之を官に送りし若し八日以内其

主なきハ官之を公賣して得者ハ其費用を

償ひ仍ほ代金の剩餘あるものハ之を官に領

榜示して處分する第二條の如し

第十條 凡遺失物及び逃走畜類の官に係るも

のハ官より得者ハ其費用と報勞金を給する

し私物に異なるし

第十一條 凡警察官吏なる者ハ所部の内外を問

は遺失物を得れば速に之を官に送り全

其主に還付し其主なきハ之を官に没す

第十二條 凡一切應禁の物を得れば遺失及び

埋藏を論せし並に官に没す

第十三條 凡公私債証書地券諸鑑札等の類ハ

遺失物を以て論するを得しと雖凡物主に得

者ハ其費用を償ふし

第十四條 凡遺失物及び逃走畜類を得若くハ

埋藏物を掘得て官私に全く送還せし或ハ物

主其主たるを証明するは肩認して返還せ

ざる者ハ並に律に照して處分す

○金祿支給假規則

○八年十一月十日太政官達第百九十三號
華士族平民金祿支給の方法順序左の通假規則相定候條此旨相候事

使 府 縣

金祿支給假規則

一 各管廳は於て金祿高一人別調査一定の上更
よ金祿調帳二本を製し大藏省へ差出し同省
の照合を經同省より更小同帳一本を各管廳
へ下渡候上各管廳より有祿貫屬の者共一
定の高を領知せしめ其證書取置別段印章等下
渡よ及ハさる事

但金祿調帳ハ大藏省より相渡候雖然の通
調定可致且從前祿高印章等渡し有之向ハ
今般引揚可申事

一金祿支給の期限ハ明治七年第百拾五號布
告の通毎年十二月より翌年五月まで割合
當八年分より相渡せしめ尤大藏省より請取
渡方等の手續ハ是迄の通りへき事

但當八年分の内繰越三分比一渡濟の向ハ
金祿一定の上加除可致且除族收祿等の者
へ月割渡方の儀三ヶ年平均石代の相場査
定候迄ハ本年第百七號布告の通前年の石

ハ其本管廳へ照會の上聞届の處分致すべき
事

但毎年六月以前聞届候分ハ寄留地の管廳
よ於て其年相當の祿より相渡すべく七月
以後聞届候分ハ其年相當の祿ハ本管廳よ
て相渡し翌年より寄留地の管廳よ於て相
渡すべき事

一 貫屬替并寄留の者渡方前段の通分界相立候
よ付てハ聞届候年月日ハ其聞届候廳より舊
管廳又ハ本管廳へ其都度通知すべき事

但貫屬替願其本管廳よ於て聞届候ときハ
其年月日該廳より新管廳へ通知すべきハ
勿論の事

一 貫屬替并寄留地よて請取願聞届候上ハ甲の
月聞届候分を乙の月十五日限り取纏め舊藩
名及び族稱祿高并聞届候年月日との逐一記
載いたし大藏省へ無遺漏可届出事

代を以て渡方可取扱事

一 是迄他管轄へ貫屬替の者當八年分相當の禄ハ是迄の通舊管廳より相渡し来る九年分より新管廳に於て相渡すべき事

但今後貫屬替願出候者毎年六月以前聞届候分ハ新管廳に於て其年相當の禄より相渡せしむ七月以後聞届候分ハ其年相當の禄ハ舊管廳にて相渡し翌年より新管廳に於て相渡すへき事

一 寄留の者其寄留地に於て請取度者ハ其旨寄留地の管廳へ願出へし其願を受る廳に於て

○篤行及奇特者賞與條例

○八年七月十日御達第百廿一号

篤行及し奇特者賞與の儀ハ都て其時々伺を經施行の事ハ候處以來左の條例に照準賞與取計月味に取束事由及し金高等詳細内務省へ可届出此旨相達候事

篤行及奇特者賞與條例
常例

一 一等賞

金五圓より不多三圓より不少

但篤行郡邑は秀て衆人之を稱譽し又孝子

貞婦義僕の如きは凡そ二十年以上志操

一 貫屬替及し寄留の者禄高請取方大藏省へ申

立る節ハ其本貫の貫屬と混同せざる為め別冊に取調可申出事

禄税の儀ハ禄高五石以上の分毎使府縣三ヶ年平均石代相場を以て是迄の米額を金小直に收納し其以下免除するへき事

但金給或ハ米金混交支給のものハ其金額を前相場を以て米に換五石より超過の分本條に準り收入をへき事

府 縣

○

差出候者の内勅奏任官及華族を除の外出金高四千圓未満之分ハ左の賞例に照し夫々處分可致尤盃に追て可下渡旨達置金高詳細記述は内務省へ申出其品送致を請ふへし且金高拾圓未満

を覺せず能く其道を盡せし者の賞とす
尤右年數以内と雖も他は比類なき志行
あるもの此例は準す

一二等賞

金二圓五十錢より不多一圓五十錢より
不少

但篤行郷閭は頭れ郷黨之を稱譽し又孝
子貞婦義僕の如き凡十年以上志操を
變せず能く其道を盡せし者の賞とす
尤右年數以内と雖も志行他は稀なる
者此例は準す

一三等賞

金一圓より不多五十錢より不少

但篤行近隣は聞へ親戚朋友之を稱譽
し又孝子貞婦義僕の如き凡五年以
上志操を變せず能く其道を盡せし者
の賞とす尤右年數以内と雖も志操格
別なる者此例は準す

右の金高を以て制限すと雖も其行狀絶類より
て此規程は難照準程の見込ある者ハ内務省へ

可伺出事

學校病院其他道路橋梁及齊貧恤窮等の費用を

の分ハ褒詞取計置人名并金員とも月末は取束
詳細同省へ可届出事

但出金高四千圓以上の分ハ其都度内務省へ

可伺出事

賞盃規則

金高拾圓以上七十圓未満

木盃 一箇

但金高拾圓毎は品格等差あり

同七十圓以上百圓未満

同 三つ組

但前同断

同百圓以上八百圓未満

銀盃 一箇

但金高百圓毎は品格等差あり

同八百圓以上千圓未満

銀盃 一箇

但金高百圓毎は品格等差あり

同八百圓以上千圓未満

同 三つ組

但前同断

同千圓以上四千圓未満

同 同

但金高千圓毎は品格等差あり

○窮民一時救助規則

○八年七月十二日御達第百二十二號

府

縣

縣治條例中窮民一時救助規則の儀本年八月十日より廢し候條同日より左の規則を據り處分可致此旨相達候事

窮民一時救助規則

第一條

水火風震の難に逢ひ家産蕩盡流失し

目下東餒に迫る者ハ男一人一日玄米三合ハ

六合雜穀九合但七十才以上十女一人一日玄

米二合の穀ハ六合雜積りを以て十五日分速

に救助すべし但身元可なりノ者ハ此例ヲ入

るを許さず

第二條

同斷自ら小屋掛けを営む能はざる者

一戸金五両五ヶ年賦返納の積にて貸渡す

べし假令ハ明治八年七月一日より十二月三

日迄ハ翌年(同)九年七月一日より六月三十

日迄ハ翌年(同)九年七月一日より六月三十

日迄ハ翌年(同)九年七月一日より六月三十

限は非ず

第三條

同斷農具差支の者へハ銀鎌馬銀稻扱

肥桶等其土地相當の價取調代金貸渡すと前

條の例の如くすべし但多きも一戸十圓を踰

8

て速に施行し其時々詳悉内務省へ可届出

勿論罹災の月日金員等無遺漏可記載但

金員受取方の儀ハ兼て布達の通三ヶ月分

宛取東大藏省へ申出べし

第六條

天災地變にて夫食糧初貸渡の事

第七條

耕牛馬非常の災變に斃れ代償拝借の

事

以上の二件ハ其時々事狀を審具し内務省

へ経伺の上施行すべし

附録

救助米給與届の内譯左の雛形の通記載可致

事

一合米何程

何月前罹災の 其町下米相場

此金何程

但米一石ハ付金何程

町相場無之地ハ其最寄村

可らず

第四條 流行病又罹り目下飢餓を迫るものゆ
ら第一條の例は處して後其事情を具し速
に内務省へ届出へし

第五條 連村連市一時は暴災は罹り目下窮困
を迫る者十日以内の焚出米と給與し其災害
の景況は因り假は小屋掛と営み一時の急を
救ふと適宜とるべしとへは洪水よて教村
し人畜は死傷する等の如き暴災は假は小
屋掛を営み焚出米を與ふるの類
以上の諸件は伺出は不及豫備金の内を以

○公用土地買上規則

○八年七月廿八日御達第百三十一号

公用土地買上規則別紙の通相定候條此旨相達候事

公用土地買上規則

第一則 公用土地買上とは國郡村市の保護便
益を供するにめ院省使廳府縣は於て人民所
有の土地を買上るを云ふ

但國郡村市の保護便益を供する爲め人民
はて鐵道電線上水等の大土工を起す時ハ
其事業より特別官許の上此規則は準す

内

町の下米相場は依り下米
相場無之地は其米相場の
一割引とし其旨を記載す
べし

一米何程ノ

右ハ何年何月幾日何國何郡何村町何某始
何人水火災流行病等ハ付日數幾日の間男
何人女何人歳以下の男何人 合何人ハ爲
救助相渡候分

院省廳

第四則 公用のにめ買上る地價ハ券面は記老
とる代價とるべし然も共地價相違を生ぜ老
時ハ所有者と買上べき該廳との商議を以て
代價増減するとあるべし

但明治五年二月十四日以前潰地又ハ用地
申付為手當作徳米等を渡老来りたる土地

るを得べし

第二則 公用買上ハ必ず其地を要せざるを得

ざるはあちされハ之を行ハざるものとす故
は人民之を拒むを得ず

但其地は屬したる植物建造物等亦本文
は同一

第三則 院省使て公用土地買上を要すると

きハ左の事由を内務省は照會若内務省より
地方官は諮詢して差支なき旨の回答を得と
る上該廳より太政官は上陳允裁を得るもの
とす

廳府縣にて公用土地買上を要するときハ左
の事由を具狀して内務省は稟請し内務省よ
り太政官は上陳し允裁を得るものとす
内務省は照會又ハ稟請すべき事由左の如

一 土地を買上る事由

一 該地を必需するの事由

一 某管轄國郡村市

一 該地の番號

一 該地の字

一 該地の地種

ハ同年より同七年迄三箇年の貢納石代平

均の價を以作徳米七箇年半の金額を一時

は下渡志買上るものとす此但書同年九月第百六
十号御達を以て増補

第五則 買上へき土地は屬志たる植物建造物

等を併せて買上るときハ地價の外別は植物
建造物等の代價を渡すべ志其代價ハ所有者
と買上べき該廳との協議するべ志

第六則 買上べき土地は屬志たる植物建造物

等を買上げるときハ地價の外別は植物建
造物等の轉移料を渡すべ志轉移料ハ所有者
と土地を買上る該廳との協議するべし

第七則 土地を買上べき該廳ハ植物建造物等

を買上くるときを要せずと雖も人民植物建造
物等を併せて買上んとを求るときハ第五則
の通するべ志

第八則 土地植物建造物等の買上代價及轉移

料ハ見込所有者と該廳の間は許多の差違を
生志熟議に至り難き時ハ雙方より評價人各
一人を出志地方官之を折衷ノ内務省の決を
請ひ之を定むるものとす

第九則 地方官土地及び植物建造物等の買上

を公達志する時ハ直は買上代價を渡すべ志

一 該地の地主

一 東西何程南北何程

一方積何程

但該地の實測圖を添る者とす實測圖の近傍の地形をも略記すべし

○土石堀取規則

○九年二月三日内務省布達甲第三号

日本坑法第一章三款に属する官有地土石類堀取規則別紙の通相定候條新規願出の分ハ勿論従前より堀取來候分共右規則に照準して當省に可伺出候此旨布達候事

土石堀取規則

此規則ハ日本坑法第一章第三款所屬の土石(硯石磁石版石石磐石灰石築石碑石粘土の類)類に限り之を施行すべし

第一條 官有地の土石を開坑試堀せんと欲するときは別紙書式に照し繪圖を副へ地方廳を経て當省へ願出つべし

第二條 官有地の開坑ハ其物質の善惡を査定し土石料として一ヶ年堀出したる坑物代價即ち山元賣拂直段の凡る百分の一より二十迄を上納すべし

但試堀中ハ上納に及ハス

第十則 人民買上代價を受取る時ハ買上られざる土地植物建造物等を三十日以内ニ渡すべし然れ共買上前ニ該廳と別段の契約を結ひざるハ特別とす

此山元直段凡何圓何錢
一坪切何圓何錢
石

何石何坪何合何々
何石何斗何升

此上納代料何圓何錢
山元直段
百分の幾何

何箇年季
明治何年何月より
同 何年何月まで

右地所ニ於て何々開坑仕度候間御聞届被下
度奉願候

何府第何大區何小區何國何郡何村何業

第三條 凡石の壹尺立方を以て一切と一切

以下の分厘を以て之を算し土砂ハ六尺立方を以て一坪とし坪以下の合夕を以て之を算す石灰の如きハ石斗を以て之を算するものとす

土石堀出願書式

何土堀出願

字何

官有山林原野田畑之内

第何大區何小區何國何郡

一開坑場何坪

何村

明治何年何月何日

何府知事
何縣令參事
何某殿

何某

○廢合寺院跡地并建物處分規則

○八年九月七日内務省達乙第百十三号

廢寺院處分の儀ニ付申第百三十四号御達の趣も有之候處自今廢合寺院跡地并建物處分規則別紙の通相定候條右規則ニ照準取調可申出此旨相建候事

府 縣

廢合寺院跡地并建物處分規則

第一節

廢寺

無檀

無住

一堂宇建物ハ申第百三十四号達書の旨も有之ニ付最初官營ハ公收し私造ハ其人民の處分ニ任かすべし尤寺院先住僧侶の資金を以て建造せしもの及び私造の確証なきも

第三節

合寺

無檀

無住

一堂宇建物ハ最初官營ハ公收し私造ハ其人民の處分ニ任かすべし尤寺院先住僧侶の資金を以て建造せしもの及び官私の別不明のものハ合する所の寺院ニ附すべし

のハ官没すべし

但し佛像什器處分ハ本文第三百三拾四号
是書の通たるべし

一境内地の内従前人民の名受て貢租を納め
來りしものハ其者へ下渡し寺院の名受か先
住僧侶の買得か其他民有の確証あるものハ
都て官没すべし

一朱黒印地除地田畑山林等の内寺院の名受地
ハ勿論村方百姓羌の田畑等ありて寺院の名
受とありたるか又ハ先住僧侶の買得せし
ものハ官没すべし

但し寺院羌先住僧侶の資金を以て開墾せ
し証跡あるものと雖も官没すべし

一人民より寄附の田畑ありて貢租作徳共該寺
に於て處發致し來るものハ即ち寺附の地面
にへ官没すべし然し寄附人の子孫再しその
所有を欲せば相當代價を以て拂下べし

但し寄附せし次第より別段の契約ある
ハ此限ありす

第二節

廢寺

有住

無住

一現住職自己の財産に係るとの、外ハ第一節
及び第四節に照準して處分すべし

一境内地の内人民の名受て貢租を納め來り

しものハ其者へ下渡し寺院の名受か先住僧
侶の買得か或ハ開墾の確証あるものハ合す
る所の寺院に附すべし確証付けれハ

但し万一除稅地の山林に於て先住僧侶自
費を以て苗木植付等の確証あれハ立木の
み合する所の寺院へ下渡すべし

一人民より寄附の地あれハ合する所の寺院に
附すべし

第四節

合寺

有住

無住

一第三節に同一但建物境内地田畑山林等の内
万一現住職の資金を以て建造し或ハ買得開
墾等の確証あれハ其者の意に任かすべし

第五節

合寺

有住

無住

一第三節に同一但し建物ハ撞中等の私費を以
て造営せしもの及び境内地田畑山林等撞中
の私費を以て買得し地租を納め來りしもの
或ハ開墾せしものハ其合すべき寺院羌
法類等への協議に任かすべし

○外國船乗込規則

○九年三月十八日御布告第三十号

外國船に乗込旅行せんとする者取締のため左の通規則相定候條此旨布告候事

外國船乗込規則

第一條 外國船に乗込旅行せんとする者ハ出船當日或ハ一日前其屬籍住所姓名及何國人所持船何号に乗込何港迄趣く旨を具したる届書を其出船する地の廳に差出し乗船證書を受くべし

第二條 乗船證書ハ一人一枚たるべし

第三條 乗船證書を受取るハ一枚付手数料として金二十五錢を納むべし

第四條 乗船證書ハ每人親ら出廳して受取るべし代人を以てするを許さず

第五條 乗船證書ハ着港上陸の上其地警察官吏に返付すべし其途中一時上陸廻りハ該港に到る者其船中ハ該港に到る者ハ其地臨檢警察官吏に其證書の檢閱を受くべし

第六條 乗船證書ハ一度の出船に用ふるものとす故に途中より上陸する歟又ハ事故あり

第九條 右地方廳ハ乘て船場の要所にて警察官吏の出張所を設け置き外國船出入港毎に若干員を臨檢せしめ内國人の乗船又ハ上陸する者の證書を一々檢閲し若し證書を所持せざる歟又ハ其證書最前の出船に請取りたるを其儘再用したる歟を視認めたる時ハ

詳かに其所由を取糾し證書所持せざる者ハ乗船證書を受取る手續をなさしめ或ハ其乗込みを止む證書を再用する者ハ連式に照して處分すべし

第十條 警察官吏乗船證書を臨檢し着港上陸者の分ハ之を領收し一時途中上陸の分ハ之を本人に還付すべし

て乗込を止め更し他の船に乗込敷又ハ同船たりとも他日航海の便し乗込む時ハ最初受取たる證書ハ其出船する地の廳に納めて更し證書を受取るべし

第七條 乗船證書を所持せずして乗船したる者ハ上陸の節違式に照して處分すべし

第八條 開港場ある地方廳に於てハ外國船に乗込んとするの届書を差出す者ある時ハ第一條第四條の手續に相違なきやう檢閲し別紙雛形の證書を直し本人に相渡し手数料を領收すべし

○西洋形日本船各開港場出入規則

○八年十一月八日御布告第百六十三号
明治七年十一月 第一百貳拾三号布告國內回漕規則來ル十二月一日より當分停止し西洋形日本船各開港場出入規則別紙の通相定右同月同日より施行候條此旨布告候事

西洋形日本船各開港場出入規則

第一條 凡西洋形日本船ハ蒸氣風帆の別なく横濱神戸大坂長崎箱館新潟の六港に入津する時ハ其投錨時刻より十二時間第一號書式の通其港税關へ届出をへき事
但風潮の不順等因り無餘議入港し十二

證書形制紙西の

何府縣何小區何町村住(寄留)	
何府縣(平氏)	
姓	名
年	齡
年月日	廳名印
右何國何号船に乗込何港に到るを認す	

一此證書を授與するに於て規則の通手数料を領收せり
一此證書ハ何港到着の節其地臨檢察官吏へ返付すべし

蒸氣船 三百噸まで 金五圓

三百噸以上三百噸毎に五圓を加ふ

風帆船 三百噸まで 金三圓

三百噸以上三百噸毎に三圓を加ふ

蒸氣船以下四行九年三月第廿九号御布告を以て改正の分を載す

第壹號

時間は出港するものハ届書を出すは及ばず

第二條 貨物の積卸ハ其港税關の免許を受くる後ハ非されハ一切相成らざる事

第三條 輸入税未納の外國貨物及ひ貨主外國人まで輸出税未納の内國貨物回漕の儀ハ本年第貳拾號布告ニ照シ夫々手數致すべき事

第四條 出港せんとする時ハ必ず二時前まで第二號書式の通税關ニ届出べき事

第五條 出入港の届を等閑とするものハ左の通科料申付べき事

○八年十二月四日御布告第百八十四號

○廻漕貨物取扱條例

今般廻漕貨物取扱條例左の通相定候條此旨布告候事

廻漕貨物取扱條例

第一條 廻漕貨物之荷造リハ濡沾減損或ハ漏

脱等の難を防ぐべき様努めて堅固ニ其品

柄又ハ荷造りの摸樣よりてハ錠鎖或ハ封

印すべし

第二條 穀物鹽類等の依物酒醬流液の樽物等

總て減損漏脱し易きものハ積入の時必ず船

第貳號

右御届申 明治 年上 其港 御關 中	出港御届 風帆 噸數 船主 噸數 船客 噸數 船外 噸數 船本 噸數 船人 噸數	右御届申 明治 年上 其港 御關 中	入港御届 風帆 噸數 船主 噸數 船客 噸數 船外 噸數 船本 噸數 船人 噸數
船名	船名	船名	船名
船長或ハ會社 誰	船長或ハ會社 誰	船長或ハ會社 誰	船長或ハ會社 誰
印	印	印	印

損失ハ船主の責を免かるべからず

第七條 前條の如く其報告時限を過る時ハ船

主ハ之ニ生ずる危險損失ハ其責ニ任せずと

雖も必ず危險損失を生ぜざる様之を倉庫ニ

納め或ハ番人を附け或ハ兩履等の備を

勉めて保護の手立をなすべし然る時ハ相當

主貨主の間は特殊の約定をなすべし

第三條 船主の荷造の粗糲あるか錠鎖或は封印かきを以て第一條の難を防ぎ難しと思惟する時ハ貨主へ其趣を通知して之を堅固ならしめ或は錠鎖封印せしめ又第二條の物品を托せらるゝ時ハ特殊の約定をなすへきや否やを訊問すべし

第四條 貨主ハ第三條の通知或ハ訊問を得るも之を堅固ならしめず或ハ錠鎖封印せず又其約定を為さざる時ハ濡沾減損或ハ漏脱等の難を運漕中ニ生ずるとも船主ニ對し其辨償を要する權利を有するべし

第五條 回漕運賃ハ發船の甲地ニ於て波戸場或ハ船主の倉庫等船主の其貨物を受取るべき適當の地と定めたる場所より着船の乙地ニ於てハ波戸場或ハ其船主の倉庫等の其貨物を引渡すへき適當の地と定めたる場所迄の運送費を稱するものとして甲乙地ニ於て其定めたる場所の外之を取集及び配達するの費用をも合するものならしむ故ニ其取集及び配達をも船主ニ托する時ハ貨主ハ回漕本賃の外ニ相當の取集及び配達賃を拂ハざ

の倉敷料番人賃其他之ニ屬する費用を貨主より拂ハしむべし

第八條 回漕運賃ハ第五條ニ記載せる甲乙約定地の全運航賃あるニ因リ其全運航を畢へざる間ハ貨主ハ之を拂ふを拒むの理あり又幾百石何千斤ニ付此運賃若干と約定せし其全量中幾分の不足を生ずる時ハ貨主ハ其全運賃を拂ふを拒み得べし然レ共其全量幾百依何千箇を運送せしむるも其一依一箇ニ付運賃幾許と約定せる時ハ其全量の如何を問はず之を受取りしる俵數箇數ニ就テ約定運賃を拂ふべし又封印を檢し外包の異狀かきを以て之を受取後其包中の物品ニ不足或ハ損傷ある共其辨償を船主ニ責むるを得べし

第九條 船主ハ其約定を履て安全ニ其貨物を運送するを本分の義務とす故ニ第一條及び第二條ニ遵ひしる貨物或ハ正ニ請取し旨を証ししる貨物の全數中ニ損害不足を生ずる等の事ある時ハ其貨物の原價ニ從て之を辨償すべし

但海上難船の災厄ニ罹るものハ危險受負

るべからず

第六條

前條乙地は着船する時ハ船主より貨主ニ其貨物を渡すべし適當と定めたる場所ニ於て何日何時を限り其貨物を渡すべき旨を報告すべし若し貨主の都合ニ依り其時日過きて之を受取りざる時ハ其後ニ至り危険損害を生ずる共船主ハ其責ニ任せざるべし但し其報告すべし日時ハ必ず貨主の受取得へき適宜の時間を以てすべし若し不適宜の時間を以てする時ハ之を報告せざると同般と做すべし然る時ハ之ニ生ずる危険

法或ハ海上平均法の別種ニ屬して此限ニ

あらず

第十條

運賃ハ船主貨主の協議ニ依りて甲地又ハ乙地ニ於て受拂ふべし然れ共之を乙地ニ於て受拂ふ時ハ其貨物と引換を以てすべし若し貨物を受取りたる後其拂方を怠る時ハ船主ハ其受取るべき貨額へ對し相當の利息を課して要請するを得べし

○海上衝突豫防副則

○九年二月九日御布告第十一号

明治七年二月第五号を以海上衝突豫防副則布告候處于今點燈不致往々衝突の患害を生ず候趣

ニ付海上衝突豫防副則左の通相定候條此旨布告候事

海上衝突豫防副則

第一條 來明治十年一月一日より西洋形廻漕

船ハ勿論日本形と雖も積石百石以上よりて全部若くハ一部分甲板を具し航洋すへき廻漕船ハ明治七年二月第五號海上衝突豫防規則を屹度遵守せしめし點燈すべし

者ハ何様の損害を被るも他ニ對して之ヲ辨

償を要請し得へうらず

第六條

舷燈ハ驛遞察の免許を得ざる製造人の製造したるものは限るへし若し之を犯すものハ金七圓五拾錢の罰金を科すべし

第二條 日本形船ハ別紙繪圖面の通積荷外圍

のゆめ兩舷ニ設けらるる左右柱へ舷燈(左右の
舷ニ揚る紅緑の燈籠を云)を掲ぐへ

第三條 掲燈の装置點燈の時限其他詳細の儀

ハ海上衝突豫防規則ニ就て領會すへ

第四條 來明治十年一月一日以後に至り止む

るき事故あるにあらざりて點燈せざるもの
ハ金五圓の罰金を料一燈籠を所持せざるも

のハ金十圓の罰金を科すへ

第五條 右同日以後に至り點燈せずして衝突

の難ニ罹る時ハ其船主船長及び其船乗組の

官省規則全書

出版條例并罰則及諸願書式 新聞紙條例 附記 讒謗律

第廿三篇

建白書差出方心得 傳染牛疫預防法 并 斃死後處置
疫牛處分假條例

○出版條例 並 罰則 及 諸願書式

○八年九月三日御布告第百三十五號

明治五年正月文部省布達出版條例相廢し更ニ別冊之通相定候條此旨布告候事

出版條例

第一條 圖書を著作志又ハ外國の圖書を翻譯

○ くの外ハ必ず内務省へ届け出つべし
出版屆書若くハ出版版權願書式 八年十一月第
百六十一号御

して出版せんとする者ハ出版の前ニ内務省へ届出べし

但し社則塾則引札の類印刷して發賣せざる者ハ此例ニあらず

第二條 圖書を著作し又ハ外國の圖書を翻譯して出版する時ハ三十年間專賣の權を與ふ

へ此專賣の權を版權と云 但し版權ハ願ふと願はざるとハ本人の墮意とす故ニ版權を願ふ者ハ願書を差出し

免許を請ふべし其願はざる者ハ各人一般ニ出版するを許す

第三條 出版届版權願共草稿を添ふる及ハすと雖も時としてハ草稿を徴し検査するともあるべし

第四條 草稿又ハ納本を検査して世治ニ害ある者と認むる時ハ其出版又ハ販賣を禁し或ハ刻版を毀しむるもあるべし

第五條 出版届版權願共其所在の地方廳本籍又ハ寄留のを經由すべし

但著譯者出版人其管轄を異にする者ハ出版人所在の地方廳を經由すべし

第六條 圖書の特ニ世ニ鴻益ある者ハ版權の

既刻圖書版權願書式 用紙美濃紙

布告を以て 改正の分 用紙美濃紙

出版御届版權を願ふ時ハ出版届 何冊大繪圖ハ大小寸法

何年何月出版内何冊ハ何年何月出版 何年何月出版内何冊ハ何年何月出版

右ハ先何誰著何々の事を記載翻譯致し一切條例ニ背き候

儀無之候間今度他人の著譯をハ此間ニ 致度此段御届申上候也版權を願ふ時ハ此段以

猶版權免許奉願候也 何年月日 何縣府 何族籍

何年月日 何縣府 何住所

他人ノ著譯書を出 何年月日 何縣府 何住所

前書の通届出候ニ付進達候也 何年月日 何縣府 何住所

既刻圖書版權願書式 用紙美濃紙

版権御願

年限終るの後仍ば十五年の延期を許すとあ
るべし

第七條 版權免許の爲は其年限を記せる証書
を附與すへし年限終るの後ハ各人一般ニ出
版するを許す

第八條 著譯書大部ニシテ卒業數年ニ涉リ編
を逐ひ漸次出版する者ハ毎次ニ版權を與へ
年限を起算すへし

第九條 他人の著譯書已ニ版權を有する者を
續成せんと欲する者ハ原主ニ示談の上連印
の願書を出すべし其原主死去せる時ハ相續
人ヲ以テ原主と見做さるべし

第十條 他人の著譯書版權を有する者を校訂
し或ハ節略し或ハ註解附録繪圖等を加へて
出版する者ハ又原主の承諾を得ざるべから
ず其出願の手續ハ前條に依るべし

第十一條 既ニ版權を有する自己の著譯書を校
訂し或ハ節略し或ハ註解附録繪圖等を加へ
て出版するときは更に願ひ出るに非水ハ版權
を得べからず其製本の式を改め若くハ冊數
を分合して改版するに止り若くハ舊式に依
りて再刻する者ハ版權を存す

一書名 何冊大(繪圖を)大小寸法

右ハ先何人誰 著何々の事を記載(翻譯を)論述(下ニ代る)私以

を用 何年何國何氏著何と題し何々の事を記載

せる原書を先何人誰 翻譯致し去る何年何月出版

致し候ものより一切條例ニ背き候儀無之候

間此度版權免許奉願候也

何年何月 何府縣 何族籍

何年何月 何府縣 何族籍

何年何月 何府縣 何族籍

何年何月 何府縣 何族籍

内務卿某殿

前書の通願出候に付進達候也

何年月日 何府縣知事 某印

他人の著譯を續成したる出版届書若くハ出版

版權願書式 用紙美濃紙

出版御届版權を願ふときハ出版

一書名 何冊大(繪圖を)大小寸法原何

何年何月出版(内何冊ハ何年何月出版)内何

下十字九年二月第十二号御

右前編ハ何誰著何々の事を記載(翻譯を)論述(何誰以下)

代るに下何年何國何氏著何と題し何々の事を

但届書を出し製本を納むるハ各本條に依るべし

第十二條 著譯者死後に至り其相續人遺稿を出版せんとを得其版權を願ふときハ之を與ふべし

第十三條 版權年限未九終らざるの間ハ版主の相續人は傳ふべし

但版權讓受の由を相續人より内務省へ届け出へし

第十四條 他人の著譯書を出版せざる者ハ必ず

著譯者の承諾を得べし其版權願書若くハ出版届書にハ必も著譯者と連印すべし

第十五條 版權を得れる者ハ他人其條章を剽竊するを許さず

但論辨若くハ証明せる爲に引用せる者ハ此例にあらす

第十六條 同時若くハ前後に偶然同様の圖書

を著譯し版權を願ふ者二人以上あるときハ共に版權を與ふべし其事情明白ならざる者ハ

事由を檢査して後ち之を許し或ハ許さざるべし

第十七條 外國の圖書既に甲者の成譯ありと

記述せる原書を何誰翻譯致し何年月出版（版主を得るものハ此間ハ版主の二字を加ふ）免許を受け候處右何誰故障ありて全編成功の目途なきに因り（私後編何誰後何冊を續譯致し一切條例に背き候儀無之候間今度示談の上出版致度此段御届申上候也）版權を願ふ（以下代る猶版權免許奉願候也）以下文を用ふ

何年月日

何府縣

前編版主（死後なれハ相續人）何族籍何誰印住所

後編著者同上何誰印

後何冊譯者同上何誰印

他人の著譯書を出版するに於てハ同版主若著譯者の名を記し加ふるに出版人の名を以す

出版人同上何誰印

内務卿某殿

前書の通届出候に付進達候也

何年月日 何府縣知事 某印

他人の著譯書を校訂し或ハ節略し或ハ註解附録繪圖等を加へ九る出版届書若くハ出版版權願書式 用紙美濃紙

出版御届（版主を願ふときハ出版版權御願と記すべし）

雖も乙者又之を譯し甲者の誤謬を正し又ハ閱

漏を補ひ及ひ其意を以て一層明瞭をうむる

の確證あるもの板權を願ひ出る時ハ檢査し

て後之を許し或ハ許さざるべし

第十八條 著譯の圖書同名の者ありと雖も文

理不同なるに於てハ妨げありとす

但表題の上ハ著譯と記載をべし

第十九條 出版の圖書ハ内務省に於て目錄を

作り時々公布をべし

第二十條 圖書刻成の上ハ製本三部を内務省

へ納むべし其版權を得る者ハ外に免許料と

して製本六部の定價を納むべし

納本せむ及免許料を出さざる前ハ發賣を許

さす

但出版の上毎部定價の印を押さべし

第廿一條 出版の圖書にハ著譯者の住所氏名

を記し著譯者の氏名を知るべからざる者ハ

其由を記さべし而して何年月日出版或ハ何年

月日版權免許と記し板主の住所氏名を記さ

一書名 何冊大(繪圖)ハ 大小寸法

何年月出版(内何冊)ハ何年月出版(冊)以

下十字九年二月第十二号御

右原書何誰著何々の事を記載翻譯をハ何誰

用ふ何年何國何氏著何と題し何々の事を記述

せる原書を何誰翻譯致し何年月出版(板權)ハ

此間ハ版權免許を受け何誰所持候處今度私誰

の字を加ふ附註(附註)を加へ一切條例に背き候儀無之

校訂(附註)を加へ一切條例に背き候儀無之

候間今度示談の上出版致度此段御届申上候也

版權を願ふときハ此段以下用ふ猶版權免許奉願候也

何年月日 何府

原書版主 死後ハハ相續人 何族籍 何誰印

校訂註解者 同上 何誰印

繪圖附錄 同上 何誰印

他人の校訂註解等に係る書を出版す

るは於てハ同上原書板主並校訂註解

者の名を記し加ふるに 出版人の名を以てす

出版人 同上 何誰印

前書の通届出候に付進達候也

何年月日 何府知事 某印

町氏名に改むべし

第廿二條 版權の賣買ハ勝手なるべし賣買するときは双方連印して其由を内務省へ届出へ

第廿三條 版權を分て譲り若くハ賣り同一圖書を各自に出版するを妨げあり之を分板と名づく

但雙方連印して届け出ると前條の如し

第廿四條 版權を相續し若くハ賣買し若くハ分板し及ハ改板して届け出ざる者ハ其版權を失ふべし

廿三三

第廿五條 願濟の表題を改め若くハ納本の後に新たに序跋を加ふる者ハ其趣を届出て更に納本すべし若し届出で又ハ納本せざる者ハ其版權を失ふべし

第廿六條 免許狀を失ふ者ハ其趣を届出たる上更に之を與ふべし

但手数料として製本三部の定價を納むべし

第廿七條 小説歌謡を出版する者亦此條例に従ふべし

第廿八條 彫畫の類ハ出版する毎に届け出る

版權買受讓受分版届書式 用紙美濃紙

版權御届

一書名 何誰著

右ハ何年月版權免許を得て何誰所持候處今更示談の上何誰願候に付

版主死去相續人受繼ぐときハ今何月何日度以下に代る下文を用ふ

同人死去私版權相續致候に付此段御届申上候也

何年月日

何府

何族籍

賣主 或ハ讓主又ハ分版主

何誰印

住野

買主 或ハ受主又ハ分版を得たる者

何誰印

〔版主死去相續人受繼ぐ者ハ獨り其者の名を以てす〕

同上

版權相續人

何誰印

同

内務御某殿

前書の通届出候に付進達候也

何年月日

何府知事

某印

甲既に成譯して出版せる圖書を乙又譯して出版する届書若くハ出版版權願書式 用紙美濃紙

出版御届〔版權を願ふときハ出版版權御願と記すべし〕

一書名

何冊 大繪圖 大小寸法

何年何月出版〔内何冊ハ何年何月出版〔内何冊以

と第一條に依るべし

但板權を與へず

第二十九條 版權免許狀附與の後版權賣買或

改題等届出の上雜形の通藏版人免許狀へ

地方廳印を請ふへし（此一條九年二月第十三号御布告を以て追加）

第三十條 裏書餘白（此一條九年二月第十三号御布告を以て追加）なまに至てハ更に免許狀

書換願出へし

但願出る者ハ手数料として製本三部の定價

を納むへし（五）

出版條例罰則

第一條 内務省へ届けずして圖書を出版し及

ひ版權免許を得ずして免許の名を冒す者若

くハ納本せず及免許料を出さずして發賣す

る者ハ其刻板紙本及賣得金を没收す

第二條 凡ち偽版を作り或ハ書中の字句及繪

圖の模様を少變り若くハ少加メ其表題を改

め其他總て他人の板權を侵メ出版する者ハ

罰金二十圓以上三百圓以下を科し其刻板印

本及賣得金ハ没收して板主に給付す

第三條 第一條及第二條を犯すの圖書れると

を知て之を發賣する者ハ罰金五圓以上百圓

以下を科す其第二條を犯すの圖書れるとを

下十字九年二月第十二号御布告を以て改正の命を載す

右ハ既に何誰成譯出版版權免許有之候へ（何）

誰今度新譯致し前譯の誤謬を訂正し（或ハ闕漏を補ひ又ハ其一文意を一層明瞭し）

切條例に背き候儀無之候間御檢査の上出版致度此段御届申上

候也（版權を願ふときハ此段以） 猶版權免許奉願候也

何年月日

何府

何族籍

何誰印
住所

同上

何誰印

同上

何誰印

前書の通届出候に付進達候也

何年月日

何府知事

某印

版權免許證書式

第何號

圖書頭

版權免許之證

檢査主任之印

何誰著

何誰譯

何冊

版權免

何府何族籍

許之證

何誰裁版

知て發賣する者ハ現存の圖書及賣得金を没
收して板主に給付す

第四條 無名若くハ板主の住所を記さざるの
圖書を出版し若くハ發賣する者並に變名偽

名若くハ住所を偽りて圖書を出版し若く
ハ情を知て發賣する者ハ禁獄十日以上六月

以下を科す

但没收の法ハ第一條に依る

第五條 凡そ著譯の圖書謾謗律及新聞紙條例

第十二條以下を犯す者ハ著譯者其罪に墜す

但著譯者ハ首を以て論し出版者ハ從を以

て論す

第六條 淫褻俗を乱るの圖書小説歌謡彫畫の

ハ首を著譯して出版する者ハ禁獄三十日以

上一年以下罰金三圓以上百圓以下を科す

第七條 法司圖書犯則の訴を受れハ即時刻版

及現存の印本を拘收せしめ論決するに至て

官に没す活版を用ふる者にして出版人自ら

印刷を管する者若くハ付する所の印刷人犯

情を知る者ハ印刷需を没收す

第八條 既に版權免許を得ると雖も出版の上

犯則に涉る者ハ仍ほ本條に依り罪を科す

右者明治 年 月 日より向三十年の間版權
免許候也

明治 年 月 日 内務卿 某 内務卿
之印

版權賣買若くハ改題等の節免許狀へ裏書々式
〔此書式九年二月第十三
号御布告を以て追加〕

府縣印

免狀

表面版權免狀讀
賣度候也
何年月日 何の誰印

裏面

何の誰印

府縣印

免狀

何年月日改題
書面

裏面

○九年一月十二日内務省布達甲第二号

圖書刻成納本之節添書式區々にて一定せざるより往

々不都合の儀少からず候條別紙雛形の書式に照準可差出此旨布達候事

但し定價ハ每部巻末に捺印し編を逐々漸次

出版するものハ每冊其定價を捺印可致事

納本添書式雛形(用紙美濃紙)

書名 何誰 著 全部何冊全何冊の内何冊

全部定價何圓 漸次出版の
書を以て 何冊何圓

附則

- 一 此條例發行の日より出版に關する從前の布告布達等一切取消し候條從前出版の圖書ハ此條例發行の日より四月を限り此條例に準據し更に願出つべく右限内願出ざるものハ總て板權無之儀心得べし
- 一 從前出版の圖書と雖も版權願出るに於てハ免許料上納すべし
- 但製本ハ納むるに及ハス
- 一 自今院省使廳府縣に於て出版する者と雖も布告公文及該廳に關する日誌規則の類を除

廿三ノ四版

新聞紙條例

○八年六月廿八日御布告第百拾壹号

明治六年月第三百五拾二號を以て布告候新聞紙條目被廢更に別冊之通被定候條此吉布告候事

新聞紙條例

第一條 凡る新聞紙及時々に刷出する雜誌雜報を發行せんとする者ハ持主若くハ社主より其の府縣廳を經由して願書を内務省に捧げ允准を得へし允准を得ずニ發行する者ハ法司に附し罪を論し凡る條例に違ふ者ハ府縣廳より地方の法司に付し罪發行を禁止し持主若くハ社主及編輯を論す

右何年何月何日出板御届仕何年月日被權御免許相成(文部省の許可を受けしものハ何年(文部省の許年月以下に代ゆるに下文を用ゆ)可を蒙り候處今般刻成に付三部納本仕候也

何府縣

何族籍

年月日

何誰印

住所

内務卿某殿

原書冊別ニ送付の向ハ

追而原書冊運會社館使ニ差出候也

八

筆者變名を用ひ凡る時ハ禁獄三十日罰金十圓を科す他人の名を假托する者ハ禁獄七十日罰金二十圓を科すニ罰并せ科し或ハ偏へ

第九條 外國新聞紙及雜誌雜報を翻譯ノ記入する者ハ尋常の瑣事を除くの外譯者名を署

人印刷人各罰金百圓を科す其の詐て官准の名を冒す者ハ各罰金百圓以上二百圓以下を科し更に印刷器を没入す

第二條 願書に擧ぐべきの目左の如し

一 紙若くハ書の題號

二 刊行の定期ハ毎日毎週毎月或

三 持主の姓名住所ハ會社ナレハ差金人を

除くの外社主一人若くハ數人の姓名住

所

四 編輯人の姓名住所ハ編輯人數人ある者

ハ編輯人長一人の姓名住所

五 印刷人の姓名住所ハ編輯人自ら印刷人

を兼る者ハ其由を著す

右の五目中詐謬ある者ハ發行を禁止若くハ停

止し時日を限り發行を止し仍ハ願人に向て十

圓以上百圓以下の罰金を科す

第三條 編輯人若くハ編輯人長退任し若くハ

死去する時ハ假に編輯人若くハ編輯人長を

定め刷行するを得但し遅くハ十五日内に

退任死去の翌日新定せる編輯人若くハ編輯

人長の姓名住所を持主若くハ社主より其府

縣廳に届け出へし若し期限内に届け出ざる時

し其事第十二條以下の禁を犯し若くハ誹謗律を犯したる時ハ譯者其責に任すへき事

第七條 筆者從を以て論ずるの例に依る

第十條 事犯編輯人に止り禁獄を命したる時

ハ特に發行を停止したる時を除くの外持主

若くハ社主より假に編輯人を定め若くハ新

たに編輯人を定めて仍ほ發行するを得其

の編輯人を定めずして發行する者ハ發行を

停止すへし

第十一條 新聞紙若くハ雜誌雜報に指名され

たる官署會社若くハ人民より辨白書若くハ

改正を求むるの書を寄する時ハ其書を受取

りしより直ちに其次號に刷出すへし違ふ者

ハ編輯人罰金十圓以上百圓以下を科す

第十二條 新聞紙若くハ雜誌雜報に於て人を

教唆して罪を犯さしめたる者ハ犯す者と同罪

其教唆に止まる者ハ禁獄五日以上三年以下

罰金十圓以上五百圓以下を科す

其教唆して兇衆を煽起し或ハ官に強逼せし

めたる者ハ犯す者の首と同く論す其教唆に

止まる者ハ罪前に同し

第十三條 政府を變壞し國家を顛覆するの論

ハ發行を停止し持主若クハ社主罰金百圓を科す

其他第二條願書に載すべきの目に於て一の變更ある時ハ遅ク共十五日内に持主若クハ社主及編輯人若クハ編輯人長の連名を以て届け出へし若し期内に届け出さる時ハ持主若クハ社主及編輯人若クハ編輯人長各罰金百圓を科す

第四條 持主若クハ社主及編輯人若クハ假の編輯人たる者ハ内國人に限るへし

第五條 持主若クハ社主自ら編輯人若クハ編輯人長たるを得

第六條 編輯人二人以上ある者ハ其一人を撰て編輯人長とすへし

每紙每巻の尾に編輯人印刷人名を署し編輯人數人ある者ハ編輯人長名を署し編輯人若クハ編輯人長疾病事故ある時ハ代理人を定め其名を署すへし若し名を署せざる時ハ編輯人若クハ編輯人長若クハ代理人罰金百圓以上五百圓以下を科し印刷人罰金百圓を科す

紙中若クハ巻中載する所の事に付てハ紙尾

を載せ騷亂を煽起せんとする者ハ禁獄一年以上三年に至る迄を科す其實犯に至る者ハ首犯ト同ク論す

第十四條 成法を誹毀メ國民法に違ふの義を亂リ及顯ハに刑律に觸れたるの罪犯を曲庇するの論を爲す者ハ禁獄一月以上一年以下罰金五圓以上百圓以下を科す

第十五條 裁判所の斷獄下調に係り未だ公判に付せざる者を載するを得す及裁判官審判の議事を載するを得す犯す者ハ禁獄一月以上一年以下罰金百圓以上五百圓以下を科す

第十六條 院省使廳の許可を経ずして上書建白を載するを得す犯す者ハ罰前條に同し

附則

此の條例布告の前に已に允准を得て發行せる新聞紙雜誌雜報ハ新たに願書を捧ぐるに及ハす但し府縣廳を経由して内務省に届くる爲に此の布告を兼るより第十日迄に布告を兼るの翌府縣廳に向て第二條五目の届書を捧くへし第十日を過て届書を捧けざる者ハ府縣廳より發行を止むへし其の更に願ひ出る者ハ第一條に

署名の編輯人若くは編輯人長一切責に任す
へし

第七條 紙中若くは巻中載する所第十二條以下
の禁を犯し若くは讒謗律を犯したる時ハ
編輯人首を以て論し筆者ハ從を以て論す持
主若くは社主情を知る者ハ編輯署名の人ト
同く論す

第八條 新聞紙及雜誌雜報の筆者ハ投書者ハ
テ例尋常の瑣事を除くの外凡ろ内外國事理
財人情時態學術法教議論及事官民の權利に
係る者ハ皆其の姓名住所を著すへし

依るへし

從前編輯人數人ありて編輯人長ふき者ハ條例
布告を養ふより第二日迄は布告を養ふの翌日
編輯人長を定む若くハ假に定むへし第二日を
過て刷行したる紙若くハ書に編輯人長の署名
ふき時ハ府縣廳より發行を止むへし其の更に
願ひ出る者ハ前に同し

新聞紙及時々に刷出する雜誌雜報の類ハ其刷
出する毎に東京府下ハ内務省准刺及司法省
課に其他の地方ハ内務省准刺及府縣廳に二冊
フ、を納むへし新聞紙云々一條同年七月第百
二十四号布告を以て追加

世三ノ五版

附記

○讒謗律

○明治八年六月廿八日御布告第百拾號
讒謗律別冊之通被定候條此旨布告候事

讒謗律

第一條 凡ろ事實の有無を論せず人の榮譽を

害すへきの行事を擧發公布する者之を讒毀

とナ人の行事を擧ぐるに非ずして惡名を以

て人に加へ公布する者之を誹謗とす著作文書

若くハ畫圖肖像を用ひ展觀し若くハ發賣し

若くハ貼示して人を讒毀し若くハ誹謗する者

る者ハ禁獄七日以上一年半以下罰金五円以

上三百円以下誹謗する者ハ罰金三円以上百

円以下

第六條 法に依り檢官若くハ法官に向て罪犯

を告發し若くハ証する者ハ第一條の例にお

らず其の故造証告したる者ハ誣告律に依る

ハ下の條例に従て罪を科す

第二條 第一條の所為を以て架輿を犯すに涉る者ハ禁獄三月以上三年以下罰金五十円以上千円以下ニ罰并七科一或ハ備へ

第三條 皇族を犯すに涉る者ハ禁獄十五日以上二年半以下罰金十五円以上七百円以下

第四條 官吏の職務に關し讒毀する者ハ禁獄十日以上二年以下罰金十円以下五百円以下

第五條 華士族平民に對するを論せず讒毀す

○建白書差出方心得

○九年一月十五日御達第二號

立法に關する建白書元老院へ差出方心得別紙の通候條此旨為心得相違候事

建白書差出方心得

第一條 凡建白書ハ立法に關する事項に非ざ

ルハ元老院に於て受附せざるを以て若し誤て他事を言ふ者ハ之を廢棄すべし

第二條 凡建白書ハ其本貫身分姓名年齢職業

住所を誌し其姓名の下に實印を捺し或ハ花押を手書し且表紙に其書の大意を記し必ず

第七條 若し讒毀を受けるの事刑法に觸る者

檢官より其事を糾治するか若くハ讒毀する者より檢官若くハ法官に告発したる時ハ讒

毀の罪を治むるとを中止し以て事案の決を俟ち其被告人罪に坐するときは讒毀の罪を論ぜ

若し事刑法に觸れずして單へに人の榮譽を害する者ハ讒毀するの後官に告発すと雖も

仍ほ讒毀の罪を治む

第八條 凡ら讒毀誹謗の第四條第五條に係る

者ハ被害の官民自ら告るを待て乃ち論ず

正副二本を出すべし

第三條 凡建白書ハ普通の文を用ふ可し外國

の文を用ふ可からず若し外國の語を用ひざるを得ざるときハ其譯語を附すべし

第四條 凡建白書ハ國の為め意見を上陳する

者にして固より乞願書の類に非ざれば其取捨ハ別に本人に告す

東京府使府縣を除外

○傳染牛疫預防法并斃死後處置

○九年三月七日內務省達乙第廿四号

今般傳染牛疫處分條例相達候處尚別紙の通預防法并斃死後處置相達候條篇と管内人民へ諭達可致此旨相達候事

府 縣

傳染牛疫預防法并斃死後處置

一 若し一戸に傳染牛疫の徵候發顯するときは疫牛處分假條例を遵奉し之を撲殺して其死体ハ速に老丈二尺の地下に埋没するか或ハ燒棄するハ勿論傳染病に紛ハしきものと雖も直様其由を近隣に知らせ健牛を所持するものと互に往來出入す可からず

一 一戸數頭の牛を畜養するものハ若し老頭の牛々疫病の徵候あるときは直に健牛を他の牛類無之地へ引移すべし尤疫牛處分假條例の通其場所より凡方二里以内の地を限りとす

一 一地方に傳染病發起の聞及おれば一層注意厩舎を清淨にし糞草など度々取替る濕氣を乾かし空氣の流通を能くすることを怠るべかりす且つ左の藥劑を時々厩内に散布すべし

一 石炭酸水
石炭酸ニタ
水一升五合位

又ハ

△

一 舎の内外を能く洗ひ硫黄一斤を薰し石炭酸水を散布して臭氣を去らしむべし尤も病牛の糞尿其外治療を用ひたる一切の物品ハ深く土中へ埋むるか又ハ硫黄を散布して燒き捨つべし

一 病牛を取扱ひたる人ハ衣服を取換へ身體を清淨にし一週間を経させれば健牛に近づくべからず

一 總て斃牛を取扱ひたる場所へハ石炭酸水を散布すべし生石炭は

一 傳染病牛斃死の厩舎へハ六ヶ月を経させれば健牛を繋ぐべからず

一 鹽酸かるき水 鹽酸かるき一合位
水一升五合
右の藥品に之しき地にてハ生石炭を散布
すべし

一 飼料ハ和かにして消化し易き物を與ふべし

但し燕麥粉の得易き地にてハ常食に與ふ
るを最良とす

一 干草ハ鹽水を振り掛け潤し與ふべし

但多分の青草を與ふるハ下痢を醸す恐あ
れハ加減すべし

斃死後處置

一 傳染病と覺敷き症にて斃るものありハ廢

廿三ノ六版

○疫牛處分假條例

○九年二月廿九日内務省達し第二十号

傳染牛疫豫防之儀去明治四辛未年六月七日太政官公布之趣も有之候處近年内地に流行し既に明

治六年より七年に至る迄牛疫に罹り斃るもの全國四万二千餘頭に及び農業を防碍し牧畜の

進路を遮断する等巨害枚舉するに暇あらず元來右傳染牛疫之儀ハ歐洲諸邦に於て屢々流行し

慘毒無量結局難治の症にして甚しきハ殆ど一國の健牛を蕩盡するに立至り候儀も往々有之候

處未だ彼地に於ても治療の方法不相立到底之れを左右するも徒費徒勞に屬し還て人手より他

に傳ふるの實害あるに付速に患牛を撲殺し傳染の原根を断ち健牛を豫防するを以て古今良醫の

定論とする處に付右牛疫の徵候有之節ハ斷然牛主共に於て撲殺するハ當然の事に候得共一時

姑息の情よりして因循時機を失ひ終に疫毒蔓延候てハ不容易儀に付特別の詮儀を以て賠償撲

殺法取設候條別紙疫牛處分假條例に照準以來各府縣に於て精密其徵候を探偵し牛疫の疑ありハ牛價を其主へ償與し速に之れを撲殺し疫毒の源根を滅却候様取計可申尤照會の爲め牛病新書並牛容体書下ケ渡候條篤と照準夫々處分方厚注意尚管内人民へも告諭可致此旨相達候事

疫牛處分假條例

第一條 人民飼立の牛疾病あるときハ其牛主に於てハ兼て管轄廳より告示する所の醫に請ふて診察せしめ若し牛疫の徵候あらハ直に之れを區戸長に届出區戸長よりハ速に其旨管轄廳へ届出へし

但醫員懸隔の地等於て之を迎ふるの際既に牛疫の徵候あるときハ直に區戸長に届出つへし

第二條 管轄廳於てハ區戸長よりの具狀により速に官員を派出せしめ検査の上疑あるものハ病の輕重を不問直に之を撲殺し其他ハ専ら豫防法を行ふへし

第三條 牛疫感染の牛を撲殺するときハ相當の代價を其主に下渡すへし故に所有主に於て之を拒むへからず

但牛價ハ其品位に依り相當支給すへしと雖も必ず一頭に付金三十圓を超ゆへから

を止め頻りに戰慄し行歩蹣跚たり寒甚し呼吸促迫して頭を低れ眼珠紅色を潮りて涙液を流せり鼻孔より粘液を生し内唇及上齶に於て生色なるものを基布りて且つ下痢あり

ぼしちらんど國の學士せしまん氏の説左の如牛の食物缺乏之反芻を止め鬱悶して口中並に小牙より粘液を生し且つ小瘡を發し臭氣を放ちて爾餘眼鼻より粘液を泄し次で臭氣ある下痢を下し咳嗽し漸次衰瘦して偶齡齡一頭を一方に屈めて斃死す

博士れーやと氏が疫病傳染の性について著ハす所の書中に述べたる左の説ハ千七百五十七年に公告せり

此傳染疫の初徴ハ食欲減少し頭を伸し下するに困難耳に痒を覺ゆる如く揺りて

十

第四條 牛疫發見せハ直に管内に布達し及ひ勸業寮并接近の地方廳へも之を通知すへし

第五條 牛疫發見しれるときハ其場所より凡方二里以内の地を限り直に道筋に標札を建て病牛ハ勿論健牛と雖も右限外に出るを

禁し又他より限内に入るを禁すへし假令病根全く滅却の後なりとも尚三ヶ月を経ざれハ其出入を許すへからず

但四方十里以内畜牛無之場へ往復或ハ移轉するハ此限にありす

第六條 牛疫起發の地へハ直に巡查を派出し該病に係る諸般の取締を為さしむべし

第七條 牛病新書及ひ疫牛容體書一府縣に付二十部宛下渡すへきに付各管内適宜の地に於て相當の醫生を撰り右書類を下渡し豫め講習せしめ牛病の診斷をなさしむへし且該醫の住所姓名ハ管内へ告示す可し

第八條 牛主へ償付する金額ハ伺に不及豫備金の内を以て速に施行し醫員の診斷書及ひ牛主姓名頭數金額等詳細取調書相添其時々當省へ届出へし

又垂れり眼暗濁なり怠慢にして運動を好まず爾後全く食欲を絶す眼鼻より膿様の液を泄し常に下痢し上齧及ひ口槍に於て結膿し多く夕時に在て呻吟して横臥せり因て今茲に當牧羊場第一區の兩國沖に於て斃牛の徴候如何ありしを陳す可し

牛の食欲缺乏し反芻を止め頭及ひ耳を垂れ間歇厥冷戰慄し下痢を生し咳嗽し呼吸促進す眼鼻より粘液を泄し初め眼より出れる液ハ全く稀薄なれとも病長するに及て次第に稠厚となり遂に膿状に變せり

眼球赤色を潮し鼻孔より粘液を生し臭氣を放ち苦臭ある大便を下す頻りに齟齬し病長するに及て呼吸益窘迫せり病牛の内前に記載する學士れしやど氏か述る説の如く頭を伸せし徴候あるを注目せり而して専ら博士しもんづ氏か説の如く行歩踉蹌たり亦咳嗽齟齬するをほしちらんど國の學士か説と同一たり如斯全く病期を終て熱の下級に在るを徴す

微す

但金員受取方の儀ハ三ヶ月分取束ね大蔵
省へ申立へり

第九條 疫病に斃れ或ハ撲殺される牛の遺骸
ハ辛未年の公布に照準し焼棄するハ勿論な
りと雖も其地方の便適により一丈二尺の地
下に埋没するも妨げなくす

茲に紀元千八百六十五年英國に於て牛疫流
行の際同國家畜醫の中最も卓越なる博士
もんづ氏をして書せしむる所の左の説を以て
議員之を公論とせしなり

牛大に沈鬱して活潑ならず食を反芻する

官省規則全書

第廿四篇

徴兵令
徴兵令附録

○徴兵令

○八年十一月五日御布告第百六拾貳號

今般徴兵令別冊の通改訂候條此旨布告候事

朕惟も古昔郡縣の制全國の丁壯を募り軍團
を設け以て國家を保護す固より兵農の分ち
中世以降兵權武門に歸ち兵農始て分ち遂に封
建の治を成ず戊辰の一新に實も千有餘年來の

第五條 検査呼出たる時、病氣にて出席成り

難き者、時とちて其家、就き診斷の上
一時或は固着等の病質を糺ち一時病氣の
者、翌年の徴兵に廻ち固着の者、免役規

一大變革あり此際ニ當リ海陸兵制も亦時ニ從
ひ宜を制せざるべからず今本邦古昔の制ニ基
き海外各國の式を斟酌し全國募兵の法を設け
國家保護の基を立んと欲す汝百官有司厚く朕
の意を體ち普く之を全國ニ告諭せよ
明治五年壬申十一月廿八日

徵兵告諭

我朝上古の制海内舉て兵からざる日かく有事の
天子之の元師とあり丁壯兵役ニ堪ゆる者を募
り以て不服を征す役を解き家ニ歸せ農事
工より又高賈より固より後世の雙刀を帯ひ武
士と稱ち抗顔坐食を甚くさし至て己人を殺ち
官其罪を問ひさる者の如きニ非ず抑
神武天皇珍彦を以て葛城の國造とかせちより
爾後軍團を設け衛士防人の制を定め神龜天平
の際ニ至り六府二鎮の設け始て備る保元平治
以後朝綱頽弛兵權終ニ武門の手ニ墜ち國ニ封
建の勢を爲老人ニ兵農の別を爲す降て後世ニ
至り名分全く泯没を其幣勝て言ふ可からず然
る小大政維新列藩版圖を奉還を辛未の歳ニ及

則宿疴の者同断さるべく

第六條 検査呼出たる時は父母の喪ニ罹り未
三週間を過ぎざる者或は父母の重病及び
一家の安危ニ係り一時止むを得ざる事故
出來の者ニ夫々詳細書及び戸長の証印を
以願出る者ニ翌年の徵兵ニ廻すべく

但翌年ニ廻すへき徵兵ニ府縣毎ニ別
簿小認め徵兵署の檢印を押ち府縣廳
へ留置を當冬の徵兵連名簿と共に陸
軍省へ差出すべく

第七條 徵兵署ニ隔りたる區邑ニ副使軍醫
副以下の醫官及び議官一行とあり組を分
ち巡廻せちち相應の場所ニ於て假リニ檢
査場を設く其式本署ニ異ち事なく

第五章 抽籤兵ニ讀算試験

第一條 身体検査終りたる後検査簿を案を兵
役ニ適すへき者を点檢ち府縣毎ニ常備抽
籤召集の爲其定日及び場所共前以布達すべく

第二條 抽籤の場所ニ府縣廳所在の地或は管
内便宜の地を以て

第三條 抽籤を五種ニ分ち其身材ニ從ひ歩騎
砲工輜の籤を抽かむ

び遠く郡縣の古は復す世襲坐食の士は其禄を
 減ち刀劔を脱するを許ち四民漸く自由の權を
 得せちめんとす是も上下を平均ち人權を齊一
 する道は是れ則ち兵農殘合一する基あり
 是に於て士は従前の士は非す民は従前の民は
 ありず均ちく皇國一般の民は是れ國は報す
 るの道も固より其別ありはへく凡そ天地の間
 一事一物とちて税ありきもはかく以て國用は
 充つ然りも則ち人なるもの固より心力を盡く
 國は報せざるへかりす西人之を稱ちて血税と
 云ふ其生血を以て國は報するの謂かり且つ國
 家は災害ありも人々其災害の一分を受ざるを
 得ず是れ故に人々心力を盡ち國家の災害を防ぐ
 則ち自己の災害を防ぐの基なるを知るへく
 苟も國ありも則ち兵備あり兵備ありも則ち人
 々其役は就ちざるを得ず是れ由て之を觀まじ
 民兵の法は固より天然の理は是れ偶然作意
 の法は非す然るちて其制の如きは古今を斟酌
 ち時と宜を制せざるへかりす西洋諸國數百年
 來研究實踐以て兵制を定む故を以て其法極め
 て精密あり然ちとも政體地理の異なる悉く之
 を用ふ可からず故に今其長する所を取り古昔

第四條 本年常備の缺員を補ふ爲補充兵と
 九十日を期とち常備一箇年の徵員二分の

一以内の員數を常備籤と同時は抽ちむ
 第五條 抽籤の法は籤丁を調へ左式の如く籤
 札は其員數丈の番號を記ち籤箱に納ち籤
 簿方の側は置き區分け或は郡分けは是れ
 混雜せざる様一人宛之を抽ち是れ籤簿方
 は始終籤簿は對ち抽籤の正不正を監ち抽
 ち舉ぐまじ其番號を自高聲は唱へ是れ籤
 札を受取り籤簿は姓名番號を記ち復之を
 當人は返す

假令は籤丁五百人ある時第一番より
 五百番迄の札を納ち之を抽ち是れ本年
 常備定員二百人補充百人ある時二百
 番迄の籤を抽ち是れ者常備とち二百
 一番より三百番迄の籤を抽ち是れ者を補
 充とち其餘を以落籤とす
 籤札は厚紙縦横三つ式は
 四つ切ち是れ四つ折ち是
 て中分を拵る



第六條 抽籤當日病氣の者や父兄親族又は戸
 長を以代人とす

の軍制を補ひ海陸二軍を備へ全國四民男児二十歳に至る者盡く兵籍に編入を以て緩急の用に備ふへく御長里正厚く此御趣意を奉る徴兵令は依り民庶を説諭を國家保護の大本を知らせむへきもの也

明治五年壬申十月廿八日

太政官

徴兵令

緒言

兵を徴するの方法及び國家の大典忽ちすへつらざる者なると又之を實踐し行ふの難き固より言ふを俟たず其法は古今其制を異なると各國

廿四

其趣きを同小せすと雖要するは一は民兵は因りたる者あり所謂民兵は二種あり曰く壯兵曰く賦兵是より賦兵ある者へ全國の丁壯をして兵役を帯へし陸軍の兵員を充てし其内沿海の住民舟楫波濤に慣れし者を以て海軍の兵員に充つ而壯兵は自兵役を望み出でし者にして服役数年を帯ひ普く武技は熟練し一團精兵とかり頗る其便益を得る者あり然れ共後日に至り或は弊害を生ずる無き能はず是故に壯兵の法を廢し賦兵一般の制度を建てんと欲す竊は各國賦兵の制を考ふるは大率服役八年乃至二十

第七條 抽籤以前に常備幾人補充幾人及び籤丁の總員幾人と白紙に大書し籤丁を名て之を知らせむへく

第八條 抽籤終り常備及び補充に當りたる者書翰往復算術等出來得るや否やを試むべし

第九條 書翰及び算術の試験に筆生の内算術を心得居る者を撰任し試験場を設く其仕法は二三行の翰牘を讀み易き様三四枚認め兵ひは十露盤等備へ置き一人宛讀文算術の内出來得るや否やを問ひ出來得る者及び讀文に右翰牘を讀まざり無滞讀み

得る者を上等とし二字以上誤る者を下等とし算術に除法以下誤りある者を上等とし誤りある者を下等とす

第十條 試験全く終りしの後籤簿を照し入別表と引合せ姓名住居其他共左式の如く厚紙長さ五寸幅三寸の割符に書載せ籤簿を引合せ割印をあり番号並に服役年期を書加へ籤簿順に呼出さし籤札を出さしめ相違なき者へは籤札と右番号割符と引替へ相渡さへし

番号割符

年を以程度とす今

國朝實は始めて賦兵の大綱を起さんとすは方り兵役の久き恐らく人民生活の業を妨害し且當今の國力は於ても關係無くと謂ふへいりす是は於て斟酌其宜を採り折衷其要を抜き現今實際は行ふの法を定め題して徵兵令と云

徵兵編成并びは概則

徵兵は國民の年甫めて二十歳に至る者を徵し以海陸兩軍を充しむる者あり今爰は陸軍を大別して三種とす其第一常備軍其二後備軍其三國民軍是より又其兵丁の身材は従ひ五派の兵種は區別す曰く砲兵曰く騎兵曰く歩兵曰く工兵曰く輜重兵而各種の兵皆各管鎮臺の國郡より召集し若干年の役を帯りしめ各管鎮臺は備へ以地方の守衛を充つ

其一

常備軍は本年徵兵の抽籤せし者を以編成一三ヶ年の役を帯りしむる者あり

第一條

左營中定額の日給を與ふ其他食料服類共官給するへ

第二條

強壯よしと技藝熟し行狀正しき者ハ拔擢して近衛兵を充つ

年 号 月 日

陸 軍 省

何府縣何郡所住居何族或職業

親名何男或兄叔伯名弟甥又尼介

兵 種
番 號

何 某

右何鎮臺常備軍三年服役申付候事

補充籤を抽きし者ハ 右何鎮臺補充

兵九十日服役申付候事

第一後備軍に入る者ハ 右何鎮臺第一

後備軍二ヶ年服役申付候事

第二後備軍に入る者ハ 右何鎮臺第二

後備軍二ヶ年服役申付候事

第十一條

補充役を命ぜられし者ハ其家は歸居し常備缺員の節ハ其鎮臺より籤順は布達し何時なとも入營せしむへきま付き服役中ハ其管内を出つるを禁ず

但本年常備兵入營期限初日より

九十日目の其日迄ハ常備入營を命ぜ

られし者ハ即除役と心得へ

第十二條

補充より常備軍を命ぜられし者

但近衛兵規則別記

第三條

陸軍勤仕の望ある者の願は従ふと検査の上教導團に入れ學業進歩の上士官又下士は任す

第四條

技藝の熟し才氣ある者の人撰を以其隊の下士は任す

第五條

下士は任せられざる者の更は七ヶ年の役を帯りしめ後備兵籍を除き最其人材は従ふと後備軍の士官又下士は任す

第六條

兵卒の總へて三十年の服役を有すと雖大平閑暇の時ハ服役二ヶ年以上よりて技藝熟練する者の詮議の上歸休を許す

歸休證書并ひは規則

年号

徵兵

入營第何番

何府縣何郡所住居何族或職業
常備第何番
親名何男或兄叔伯名弟甥又尼介

何某

右入營以來操練の勉勵し其他勤方宜敷候は付今より何ヶ月の間休暇申付候最非常の節ハ布令次第早々歸營可致事

年号月日

何鎮臺

ハ本人入營の月日は拘りず総へて自分同年の常備兵入營期限初日より三ヶ年の期を保つへし

第十三條

常備軍滿期の者の後備軍の番号割符を渡し而常備役の番号割符は滿期の檢印を押すへし

第十四條

第一後備軍滿期の者の第二後備軍の番号割符を渡し而第一後備役ノ番号割符は滿期の檢印を押すへし

第十五條

第二後備軍の番号割符を受け服役二ヶ年の後ハ第二後備軍の籍を除せられし者と心得へし

第十六條

徵兵使ハ各府縣は於て徵兵事件全く竣じしの後徵する所の兵員を精算し兵種を分ち左式の罫紙は各個持参致ししる徵兵人別表を寫し取り身体檢査表讀文筆術試檢簿及び籤番号より状貌其他題号の下は悉書載せ兵卒明細連名籍を認め常備補充を區別し一府縣は纏め各二部を作り陸軍省及び所管の鎮臺へ差出すへし

但鎮臺へ渡す兵卒明細連名籍ハ籤簿を添へ四月十五日迄は差廻すへし

を復習せしむる者あり

第一條 屯營中ハ定額の日給を與ふ其他

食料服類共官給するへ

第二條 技藝ニ熟し才氣ある者ハ服役中

同軍の下士ニ任す

第三條 服役中他出するも管内を出つる

を禁す若止むを得ざる事故ある

時ハ其鎮臺ニ願出て免許を請ふ

へ最復習期限ニ妨碍す可らず

第二後備軍ハ第一後備軍ニ箇年の役を勤め終

りし者を以編成し尚二箇年の役を帯りし者

一後備軍ニ繼ぎ召集すへき兵士を以平時屯

營召集を要せざる者あり

但服役中管内を出つる時ハ出入并ひは往

先共其筋を経て鎮臺へ届出つへ最第一

後備軍非常屯集の節ハ早々管内へ歸るへ

一

總へて徴兵の服役期限ニ滿つる者と雖戰時ハ

勿論非常の事故ある時ハ其期を延ばさるを得ず

其三

國民軍ハ常備後備兩軍外ハ全國の男兒十七

歳より四十歳迄の人員を其籍ニ載せ置き第二

第十七條 徴兵出席の名簿より代人料上納名

簿免役名簿其他種々の願書及び届書區長

戸長の取調へ証書惣へて徴兵ニ関する書

類一切兵卒明細連名籍と共に陸軍省へ

差出すへ

第六章 徴兵雜則並ひは扱方

第一條 常備籤を抽きたる徴兵は四月廿日

り五月一日迄は入營致すへ其營所迄

府縣毎ニ區括りしもて區長或は戸長の内

召連と出つへ最營所まで籤の番号を

目的とて入營かさむへし付し組語

まは様注意すへ左右入營迄の入費は總へ

て徴兵入費規則ニ照準を賜はるへ若事

故あり入營遅延は及小時ハ其事故を生き

る所より辨きへ

但書中區括りと稱する者ハ區の大小

人口の疎密ニ由り二區或ハ三四區括

り總へて府縣の便利ニ従ふ

第二條 籤の番号ハ服役中の目的するへきを

以て各個丁寧ニ所持致すへ

第三條 病氣或ハ事故出來期限通り入營相成

り難き者ハ其段詳細ニ書認め區戸長及び

後備軍召集の後ハ時機ニ從ヒ隊伍ニ編入シ其指麾を待ちて進退セシむる者ナリ

第一章 徵兵官員并ビ職掌

第一條 徵兵使

陸軍中佐或ハ少佐の内一人之ニ任ズ府縣ニ出張シ知事令又ハ參事ト識シ徵兵の諸務を總管ス

但時宜ニ由リテハ副使を遣ハシ代理セシム

第二條 徵兵副使

陸軍大中少尉を以之ニ任ズ人員ハ巡廻府縣の大小ニ應シ正使を佐ケ議官及ヒ軍醫副以下の醫官ト共ニ區邑を巡行シ徵兵規則内の事件を決議シ抽籤等の事を掌ス

第三條 書記

陸軍下士或ハ軍屬十等以下十五等迄の者を以之ニ任ズ人員ハ二人乃至三人トシ徵兵使の諸記録を掌ス

第四條 議長

府縣の知事令參事の内一人之ニ任ズ徵兵の事ニ付キ審斷判決の事を掌ス

第五條 議官

其病氣事故ニ係リシ者之証印を取り其筋を経て至急ニ其鎮臺へ届出ツヘ

第四條 常備軍服役在營中其身元轉居する時

ハ其父兄或ハ親族の者より直ニ本人ニ通報シ本人より自己所属の下士へ届出ツヘ
歸休中の者ハ第九條第一後備服役中轉居の届同斷スルヘ最自己所属の下士ヘ同様届出ツヘ

第五條 常備軍服役中歸休郷里ニ在リテ死没

する者ハ其戸主より其筋を経て鎮臺へ届出ツヘ

第六條 常備軍左營中病氣の者ハ軍醫の診斷

を以病院ニ入れ治療セシメ其上ニテ兵役ニ堪ヘ難き者ハ兵籍を除クヘ最歸郷迄の旅費ハ定則ニ照準シ賜ハルヘ

第七條 父母の重病或ハ非常の事故出来一時

止むを得スルテ歸省を願ふ者ハ其親或ハ親族の者より府縣廳の奥書証印を以所管の鎮臺へ願出ツルニ於テハ詮議を遂ケ許可スヘ最滞郷日數ハ往來を除クの外二週間より長カスヘカラズ
但旅費ハ往來共自辨スルヘ

屬以下十五等迄の者を以之に任す人員ハ
徵兵副使の數に准す徵兵副使と共に區邑
を巡行し議長の職掌を輔翼す

第六條 議員

區長或ハ戸長を以之に任す人員ハ大抵其
檢査する所の區數に倍す公文を布達し民
情を上伸する事を掌る

第七條 軍醫一人

徵兵使に從ひ兵丁の身材骨格兵役に適す
るや否やを檢査する事を掌る

第八條 軍醫副より試補に至る

徵兵副使に從ひ區邑を巡廻し職掌軍醫に
同ト人員ハ大抵徵兵副使の數に倍す

第九條 備醫

府縣の撰を以之を命ず人員に其檢査する
所の區數に准し軍醫に從ひ其土に生くる
所の疾病を具狀し兼ねて檢査の事件を記
録す

第十條 筆生

府縣の撰を以之を命ず其人員適宜に任す
と雖大抵議員の數に准し檢査抽籤中の件
々を記録する事を掌る

第八條 第一後備軍ノ復習期限ハ年々十日以
前ニ其鎮臺より布達し旅費等の徵兵入費

概則ニ照準し里程に應れ相渡すへし若病
氣或ハ事故出来の者ハ第三條の通り届出
つへし

第九條 後備軍服役中同府縣内へ轉居する時

ハ左の第一式の通り戸長の姓名奥書証印
を取り其筋を経て鎮臺へ届出つへし若他
府縣へ轉居する時ハ同軍管をれハ左の第
二式の通り他軍管をれハ同式中兵籍御送
り方の字を第何軍管第何後備軍へ御編入

替と認め前手續きを以願ひ出つへし

第一式

私議此度何郡所へ轉居仕候間此段

御届申上候以上

年号月日 何府縣何郡所仕
何族或職業
何某印

何鎮臺

御中

前書之通相違無御坐候以上

何郡所戸長

何某印

第二式

私儀此度何府縣何郡所へ轉居仕候

第十一條 徵兵使并ひは議長軍醫ハ各府縣ニ

滞在し徵兵ニ關する諸務を總裁も書記之

ニ屬し副使議官軍醫副以下組を立て、各

區ニ分行する者とき

第十二條 徵兵諸官ハ一歳の徵兵事務を竣

れば悉職を解く者とき

第二章 徵兵使巡行并ひは検査前事務

第一條 徵兵使巡行ハ二月十五日より始

第一章中第一條第二條ニ揭示し、陸軍武

官并ひは軍醫等一行ニ為り府縣ニ出張し

地方の諸官ト合議し徵兵署を設け常備の

定員を充たすとより免役願出との者等總

へて徵兵ニ關する事務を管理す其出務の

時間ハ大抵本省ニ准きと雖速ニ事務を竣

つるを要するを以時間を變易するハ時宜

ニ由るへし

第二條 代人料上納兵役免除を願出てし者ハ

第六章中の第十五條第十六條ニ揭示した

る書面を以篤と取糺し紛ひなき者ハ聞届

くへし

第三條 府縣より陸軍省へ差出し、徵兵連

名簿を照し當府縣ニ於て當年徵兵幾人其

間兵籍御送り方相成度此段奉願候

以上

年号月日 年号第一三後 備軍第何番

何鎮臺

御中

前書之通相違無御坐候以上

年号月日 何府縣何郡戸長何某印

第十條 後備軍服役中の者若院省廳使府縣よ

り登庸せんと欲する時ハ其官廳より其鎮

臺へ掛合ふへし

第十一條 後備軍服役中死没ハ其戸主より其

筋を経て鎮臺へ届出つへし若國禁を犯し

或ハ脱走等の者ある時ハ其府縣廳より箇

條書を以届出つへし

第十二條 全國の男兒齡十七歳より國民軍籍

ニ入り外寇又ハ有事の時ニ當り隊伍ニ編

入し或ハ守衛とせし或ハ征軍とせしむへ

きを以て十六歳の冬十一月十日までハ其戸

主より戸長へ届出つへし最一家の主人ニ

し者ハ自分より届出つへし戸長之を取調

へ所轄の區へ差出さし區長点檢の上區括

りよして府縣廳へ差出さし翌年の成丁簿

内共種相當の人員及び補充の員數を算定

し又免役連名簿并ひは箇條書取札の中

就きて學徒の學校の証書及び料目免許書

等差出さるる點檢すへし

第四條 徵兵の採りへき者の免役規則は適す

る者を除くの外如何なる苦情のあつとも

決して聞届くへからず

第三章 常備兵免役規則

第一條 身の丈五尺由未滿の者

第二條 羸弱よろなりと宿病及び不具等にて兵役

に堪へざる者

第三條 院省使廳府縣に奉職の者

但等外も此例に准む

第四條 陸海軍の生徒并は主船寮定雇職工の

者此一條九年二月四日第九号御
布告を以て改正の令發のす

第五條 文部工部開拓其他の公塾に學びしる

専門生徒及び洋行修業の者并ひは醫術馬

醫術を學ぶ者教導職試補の者

但教官の証書并ひは何等料目の免許

状ある者 料目の等未定

第六條 一家の主人たる者

第七條 嗣子并ひは承祖の孫

り載せ之を備へ置き而國民軍人員表を製
し陸軍省へ差出さるへし

第十三條 男兒二十歳に至れり兵役に就くへ

きを以毎年十二月廿五日迄は府縣廳に於

て十九歳の者を調へ徵兵連名簿に載する

とときは是故に十九歳の者の其年の十一月

十日迄は必戸長へ届出つへし戸長之を取

纏め其内免役は適する者あれば篤と取調

へ夫々箇條書相添へ區長へ差出さるへし

區長は十一月廿五日迄は區括りなりて証印

し府縣廳へ差出さるへし府縣廳之を点檢

し徵兵連名簿に載せ十二月廿五日迄は陸

軍省へ差出さるへし最免役は適する者の

區々より差出さるへし免役箇條書を取札

し免役連名簿を作り各個箇條書を詳細に書

載せ徵兵連名簿と共に差出さるへし其中

學徒は夫々其修行する處の學校へ擬合ひ

教官の証書及び料目免許書等取寄せ置き

徵兵使巡行の日差出さるへし若右証書料

目書等之をき者ハ一月中は呼返し置くへ

し最洋行修業の者ハ此例に非ず

第十四條 寄留する者の子弟及び厄介たる者

但養子約束のみよて未實家は在る者ハ此例ニ非ず

第八條 獨子獨孫

第九條 罪料ある者

但除族并ひは懲役實決一ヶ年以上の刑を蒙るる者

第十條 父兄存在をれ共病氣若くハ事故あり

て父兄ニ代ハリ家を治むる者

第十一條 常備兵在役中の者の兄弟

第四章 徴兵検査

第一條 徴兵検査定日ハ前以陸軍省より各府

廿四ノ五

縣へ布達を區括リ日割りを以一日幾人と定メ區長或ハ戸長の内順序ニ召連と出ツ

へ

第二條 徴兵使巡行の時節ニ至ると府縣廳より

各區ニ左式の罪紙を渡を本年徴兵の者

者一枚宛渡を當人を志て朱書ニ示を

如く姓名産國住居親の名或ハ兄叔伯總

へて戸主の者名本年月日誕生年月日

其他罪紙題號の下ニ父母の存亡ニ勿論

同居の祖父母兄弟妻子及ハ氏神宗門等書

載せおめ人別表と稱へ検査の時各個持參

現今寄留せる府縣の兵籍ヲ入るへ

但本籍ニ歸リ兵役を勤めんと欲する

者ハ十九歳十一月十日迄ハ其段を戸

長ニ届リ戸長の送り書を以て本

籍ニ歸るへ

第十五條 本年徴兵ニ當リ自己の便宜ニ由リ

代人料金二百七十圓上納願出つる者ハ常

備後備兩軍共之を允す

免役上納金ハ其府縣廳ニ纏め五月中

ニ陸軍省へ相納むへ

第十六條 免役を願出つる者ハ其親或ハ親族

の者より徴兵使巡行徴兵検査以前左の願

書を認め戸長の奥書証印を以區長へ差出

る區長より徴兵署ニ差出さすへ

其親或ハ親族の者願書并ひ

戸長奥書家文

何男 何某儀當年二十歳ニ相成服役

親族 可仕苦之処家事差支リ有之ニ付代

人料金貳百七十圓上納仕候間何卒

常備後備兩軍共御差除被下度奉願

上候以上 何其印

年号月日

何府縣衙門野野任内様或職案

右軍醫は渡すへは
 區々を渡るる罫紙の残りも徵兵事務
 竣むるの後府縣廳へ返納すへ

人別表

朱書

何郡所産
 何郡所

何府縣何族或職業

朱書

總合何府縣見取伯名並勤又厄少

徵兵

年号月日

生誕

年号

月日

何某

父

職名

族

數

氏

朱書

祖母

職名

族

數

神

朱書

兄弟

職名

族

數

宗

朱書

姊妹

職名

族

數

門

朱書

子

職名

族

數

氏

朱書

但産國と現今の貫屬府縣と異なる者も表

首何郡所産と書すの上は其産國の府

縣を加へ若又寄留する所は於て服役す

る者も何郡所住と書すの替りも其寄

留する府縣及び何郡所寄留と書すへ

第三條 徵兵の体質を檢査する時

議官各一名列坐す檢査の件々を總へて軍

醫の専任するへ

第四條 徵兵檢査の席は出つる時

表を所持し醫官は渡す醫官は書記を掌る

者も渡る姓名を檢査簿に留め

8

陸軍徵兵署

御中

前書願出之通相違無御坐候以上

同日

何郡所長

何某印

區長進達書案文

當區内免役願出候者幾名戸長より

與書証印を以て別冊之通り差出候

間精細吟味仕候處毛頭不都合の筋

無御坐候間及進達候也

年号月日

何郡所何大區長

何某印

陸軍徵兵署

御中

第十七條

徵兵に關する事件に付は年齢及び

父母兄弟の有無又は虚病其他詐偽する者

に官を欺罔するの罪若又戸長或は區長取

調へ証印の上は其証印をかき官吏に粗

漏の罪尚又徵兵の欺妄を隠匿する者も其

罪最重なるへ左右孰も常律を以て其罪を

明治八年十月

徵兵令附録

六管鎮臺徵員並式

第一軍管東京鎮臺常備

歩兵 三聯隊

騎兵 一大隊

砲兵 二大隊

工兵 二小隊

輜重兵 一小隊

海岸砲兵 三隊

人員六千九百人

内一ヶ年徵員

二千三百人

△

人員 三万千四百四十人

内一ヶ年徵員

壹万。四百八十人

總計

府三 縣六十

石高 三百八十八万石余

以上六鎮を以て全國兵備を管し所屬の府縣より毎歳の定員を徵募し以て管内の守衛を充つ而して沿海の丁壯舟楫波濤に慣れざる者を以て海軍の兵員を充さしむ蓋此書ハ陸軍を限る

第 廿 五 篇

管下諸縣
 宮城 磐前 福嶋
 水澤 若松 青森
 岩手 秋田 酒田
 山形 置賜
 縣十一 高四百四十四萬石余

工兵 一小隊
 輜重兵 一小隊
 海岸砲兵 一隊
 人員四千四百六十八人
 内一ヶ年徵員 一千四百八十六人三分二

各種常備兵一ヶ年の徵員
 歩 八千九百六十人
 騎 八十人
 砲 七百二十人
 工 三百六十人

凡百十二分の一 騎兵 即 二百四十人
 凡十二分の一 砲兵 即 二千百六十人
 凡二十五分の一 工兵 即 千〇八十人
 凡七十五分の一 輜重兵 即 三百六十人
 凡三十七分の一 海岸砲兵 即 七百二十人
 合計三万四千四百四十人

管下府縣

東京 神奈川 埼玉
 足柄 静岡 山梨
 熊谷 千葉 新治
 茨城 新瀉 栃木
 長野 相川
 府一縣十三
 高七百三十八萬石余
 第二軍管仙臺鎮臺常備
 步兵 二聯隊
 騎兵 一大隊
 砲兵 一大隊

歲次	每歲徵數	合計	備後	備後	備後
初年	萬〇四百八十	兵	兵	兵	兵
二年	萬〇四百八十	備	備	備	備
三年	萬〇四百八十	常	常	常	常
四年	萬〇四百八十	備	備	備	備
五年	萬〇四百八十	備	備	備	備
六年	萬〇四百八十	備	備	備	備
七年	萬〇四百八十	備	備	備	備

此兵ハ漸ク年月を經るを以て 緩急の用ニ供す可き者五分の 二トす 八千三百八十四
 緩急の用ニ供す可き者五分の 四トす
 壹萬六千七百六十八
 此兵常ニ充足を要するを以て 例年常備入營期限初日より九 十日乃至ニ補充兵を以て其欠 員を補ふ

第 四 篇

第三軍管名古屋鎮臺常備

步兵 二聯隊

砲兵 一大隊

工兵 一小隊

輜重兵 一小隊

人員四千二百六十八人
内一ヶ年徵員

一千四百二十人

管下諸縣

岐阜 濱松 筑摩

愛知 石川 新川

敦賀

縣七 高四百九十八万石余

第四軍管大坂鎮臺常備

步兵 三聯隊

砲兵 二大隊

工兵 二小隊

輜重兵 一小隊

海岸砲兵 二隊

人員六千七百八人
内一ヶ年徵員

二千二百三十三人三分一

管下府縣

大坂 兵庫 堺

輜重 百二十人

海岸砲 二百四十人

合計一万〇四百八十人

補充兵として常備一ヶ年徵員五分の二中は就

て常備騎兵の之を他種の兵員に比せば最少

にして近衛は撰擧する最夥を以て倍數輜重兵

是は蹴を以て五分の三合數四千二百六十四人

とす之を各管鎮臺各種の兵員に應じ常備同時

に徵募し九十日を期とし本年管内常備の缺員

を充てしむ

但し非常の缺員を生じ本年補充にて充足

せざるるときは前年補充を以て之を充てす

補充一ヶ年の徵員

歩 三千五百八十四人

騎 八十人

砲 二百八十八人

工 百四十四人

輜重 七十二人

海岸砲 九十六人

合計四千二百六十四人

常備補充一ヶ年徵員の合數

歩 一万二千五百四十四人
内補充 三千五百八十四人

第 五 篇

砲兵	二大隊	第六軍管熊本鎮臺常備	高縣 四百〇七万石余	高知	愛媛	濱田	山口	廣嶋	小田	島根	管下諸縣	人員四千三百四十八 内一ヶ年徴員	砲兵	一大隊	工兵	一小隊	輜重兵	一小隊	海岸砲兵	一隊	第五軍管廣嶋鎮臺常備	府二縣十二 高六百三十三万石余	步兵	二聯隊	砲兵	一大隊	工兵	一小隊	輜重兵	一小隊	海岸砲兵	一隊	名東但淡路一圓	北條	岡山	敦賀	滋賀	三重	度會	京都	和歌山	奈良
----	-----	------------	------------	----	----	----	----	----	----	----	------	---------------------	----	-----	----	-----	-----	-----	------	----	------------	--------------------	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	------	----	---------	----	----	----	----	----	----	----	-----	----

騎	百六十人	砲	千〇〇八人	工	五百〇四人	輜重	百九十二人	海岸砲	三百三十六人	合計	一万四千七百四十四人	各種兵卒の定尺	尺曲	砲兵	五尺四寸以上	騎兵	五尺三寸五分以上	工兵	五尺三寸五分以上	輜重兵	五尺三寸五分以上	步兵	五尺一寸以上	步兵百人	付て各種兵卒の比較	騎	〇人八九二	砲	八人〇三五	工	四人〇一七	輜重	一人三三九	海岸砲	二人六七八	海岸砲	砲臺へ目今山野砲兵を以て之を充つ因て其兵員を除き追漸海岸砲を備付るときは當て
---	------	---	-------	---	-------	----	-------	-----	--------	----	------------	---------	----	----	--------	----	----------	----	----------	-----	----------	----	--------	------	-----------	---	-------	---	-------	---	-------	----	-------	-----	-------	-----	--

工兵

二小隊

輜重兵

一小隊

海岸砲兵

二隊

人員四千七百八十八
内一ヶ年職員

一千五百九十三人三分一

管下諸縣

白川

鹿兒嶋

宮崎

大分

小倉

福岡

三潞

佐賀

長崎

縣九
高四百六十八万石余

各所其定員を徵す

第二軍管の騎兵に當分之を第一軍管に屬し本管
調備の上之を復す

明治七年十二月

陸軍省

官省規則全書

○第廿五篇

徵兵令参考 徵兵入費概則 陸軍武官傷疾扶助及ヒ死亡ノ者祭葬並
其家族扶助概則 患者免役歸籍假規則

○徵兵令参考

○八年十月 日陸軍省御達

徵兵の法とる専ら陸軍に屬すと雖又民政の一部とるを以て地方官の任亦其重きに居る支地
生し官に收むる者之を租税といふ地方官實に之を掌る是故に租税の納りたる責を地方官に任
す今地方官に任するの民を以て國を護するの兵となす然らば則兵の未熟なる陸軍に於て其責固

より敢辭せざる所かり抑徴兵ハ未全ク兵とならざるの稱よりて兵となるへき者を貢するの謂
 いなり而兵ハ骨格體質を擇ふを主とす此強兵の基く所よりて實に雙國の基本陸軍の本務なり
 是故に徴兵使はり軍醫はり以丁壯を檢査す今其檢査に當るとる者ハ則ち地方所轄の民とて未全
 く兵とるを得ざる者よりて猶租税と異るなり故に云ふ地方官の任其重きは居ると明治五年
 勅意を以普く徴兵令を布く然ととも其法極めて簡易唯其要領を擧ぐる而已故に支務未事
 至りてハ往々地方の癸ふ所となり諮問往復徒らに時日を費やす是に於て今本令を説解し一部
 となく以地方に分與し又其闕を增補し遂に徴兵の事を以て
 上意に適せしめん事を要す

明治七年十二月

陸軍卿山縣有朋

同八年十月 改訂

徴兵令参考

第一條 本令第二章第一條を示したる徴兵署

ハ府縣廳所在の地を以て相當の場所となす
 と雖管内中央集便宜の地を設くるを最好
 すとす其一部の檢査場ハ丁壯を以て暫時裸
 體なるに眼色耳孔より全體を檢査し遂に
 四支の運動を及ぼすを以官舎或ハ社寺等の
 家屋奥行八九間間口五六間以上成丈明かな
 る温室を要す又本令第四章第七條の例を踐
 み區邑を巡廻し檢査するを以豫管内集合最
 寄の地を各所に見立本年徴兵多寡に應じ大凡

免役連名簿

何府縣

姓名	住所	戸主	誕生	族職業	姓名	住所	戸主	誕生	族職業
				洋行修業 一年月寄留地 以下未書					父兄に代り 家と治る者
									兄弟何某海軍在役 並何女在役 以下未書

一 所二百人ヒリ或ハニヶ所或ハ三ヶ所其宜
きを計リ前ニ示ス如キ検査場を確定シ例年
徴兵連名簿進達同時ニ右徴兵署並ニ各所檢
査場及ビ各所徴員且廳下より各所検査場へ
の里程等詳細ニ申出ツヘリ

但巡廻検査ハ徴兵署隔遠の者をして往復
の費用を省クノメニ爲スるを以検査場
を四五ヶ所ニ設ケ或ハ管内の總負をして
悉ク徴兵署ニ集合セシムルモ實地の適宜
ニ任ス

第二條 本令第一章第六條ニ示スル徴兵議
員ハ區長戸長を以任スる者ハ民間苦情の上
伸リ易キ爲ナリ且其議負ハ全く本年丁壯の
總代ニシテ丁壯中事故ハリ一家生計ニ係ル
等の苦情有るときハ敢丁壯ニ代ツテ建議ス
るを職トシ是故ニ區長戸長ニ限ラズ郷村中
人望有る者を以スルモ妨ケナシ又丁壯を郡
或ハ區括リヨシテ議負ニ配賦スヘリ假令ハ
甲郡區の丁壯ハ何某議負ニ總括シ乙郡區の
丁壯ハ何某議負ニ總括スといふガ如ク復議
負の數ハ検査スル所の區數ニ倍スル者ハ前
條ニ示スル各所検査の場毎ニ約議負二人

第十八條 本令第三章第一條ニ當スル者ハ府
縣毎ニ豫丁壯の身幹を尺度シ四尺九寸未満
の者ハ免役簿ニ載セ第二條ニ當スル者ハ其
取捨分明ナラざるを以頭然トシ矮小眇蹇聾
哑或ハ宿病不具等の者のみ免役簿ニ載セ右
孰モ徴集スヘラズ

但宿病の者と雖判然家業等營ミ難キ者
非サズバ此限ミ非ス

第十九條 本令同章第三條の官省使廳府縣
奉職スル者と雖頭然トシ等外四等迄ニ非サ
ズハ假令給仕用使或ハ事務繁劇ニ付キ一時
雇入の者と雖總へテ免役ニ属ス可ラズ尤
御用掛御雇等の名義ニても餘人を以換ふヘ
ララズ事務を奉スル者等の如キハ特ニ正
院ニ上伸シテ裁決を乞ふヘリ

第二十條 本令同章第五條ニ示スル文部の
生徒ハ外國語學校教則下等語學の教科を卒
業シタル以上並ビ師範學修行の者又ハ師
範學校の證書を得タル者其他專門學修業の
者ハ免役ニ属スヘキハ勿論省使其他私學ニ
リとも政府許可の教員及ビ私雇外國人ニ隨
學の者ハ都へテ文部省定め外國語學校教則

宛を要するの謂ひなり最検査場と合併する
ときハ相當の議費を加ふへ備置筆生の貢
數も亦之ハ同

第三條 本令第二章第一條ヲ示す如ク毎年二
月十五日ヨリ徵兵使發行ノ四月十日迄ハ復
命するを定例トす是故ハ其時間ハ豫本年徵
兵連名簿ヲ記載の内他所ニ寄留ノ呼返をへ
き者ハ勿論舟業商用其他出稼等の者迄遺漏
なく呼返ノ家住致させ検査呼集ハ不都合な
きを緊要トす

第四條 徵兵ノ身幹ハ五尺以上の定則ト雖も

地人種子由り定尺子當さる者十ヶ一を得る
能はず就中歩兵ノ定員ハ他兵ハ十倍す故
歩兵子限り四尺九寸以上を採用するも時宜
ハ因るへ

第五條 本年の徵兵抽籤の列入り常備役志
願マて補充或ハ落籤等を患ふる者ハ其親或
ハ兄叔伯摠へて戸主とる者會得マて戸長証
印の上ハ抽籤以前ハ常備番號以内の籤を抽
るへ

第六條 本年の徵兵各自抽籤の上便宜を以籤
番號の互換を願出づる者ハ同府縣内の親族

下等語學卒業生徒並ハ専門學修業生徒相
當の者及ハ中學教科を卒ハる者ハ免役子属
すへ因つて本令第六章第十三條の例を踐
み徵兵連名簿調の時各自証書を出さへむへ
但即今文部の學則を以比ハ難キ土地柄或
ハ國學其他學則未定の馬醫術等の如キ判
然分界を付け難キ者ハ摠へて徵兵連名簿
子載せ徵兵署開設の時各自其修業履歷並
子教師の証書を以本令第二章第四條の例
子準ハ申立つへ

第二十一條 諸省使雇入外國人子附屬の官費

を以技藝傳習中の者の第二十條の例子準
免役子属すへ

第二十二條 本令第三章第七條子示ハる嫡
子嫡孫子當さりとる者と雖兄弟ハ祖父母或
ハ其父未嗣子或ハ承租の孫と認めさると
ハ兵役子就くへ

第二十三條 二三男二と子なるとさハ検査の
上合格の者を採用す若二人共ハ合格すると
さハ抽籤以前親の望み子任セ一人を免す

第二十四條 兄弟の中陸海軍在役の者ハ其
本人免役ハ勿論なるとも其兄弟若壯兵子

廿五ノ二

間を限り互の親或は兄叔伯摠へて戸主たる者會得て雙方戸長証印の上の詮議を及ふへ最徴兵署解散の後の此限は非す

第七條 本令第五章中示したる徴兵の抽籤は一府縣内合格の丁壯を徴兵署に集令し各個人各自は抽るゝ可しと雖各所検査合格の丁壯を再び徴兵署に集合せし或は滞在等の費用少あらざるを以検査合格の者の同時讀文算術を試み歸家を許し抽籤の各丁摠代議負を以代抽せし其番號は應し割符を其議負に附し各丁は傳與せしむるも時宜は由るべし

但時宜は由り代抽傳與は決する時と雖自抽籤を欲する者の其望みは任すべし

第八條 本令第六章第十五條に示したる代人料を納じ免役願出づる者の検査の上合格の者手償金を出さしむ其金額の如きは兵卒三ケ年間給與する衣食物器の雜費を計算する者よりて例外の法となす是故に代人料を納むる者幾人あるとも其府縣徴兵の定負を減せず

但免役を願ふ者多くして徴募をへき人負

在役するときは之を免さず

第二十五條 本令第三章常備兵免役概則の検査前の規則よりて入營後の法は非す是故に服役中の其條に該る事故出来すと雖一切之を許さず然れども現今兄或は家繼するべき者死し又は不療の疾は罹り或は兩親又は祖父母老羸且貧窮よりて他は依るべき子なく或は幼稚よりて在役中の者を要するに非し活計の路なき等止むを得ざる故障出来の者の戸長並に親族の證書を管廳の奥書證印を以鎮臺へ願出づるは於ての詮議の上現役を免すと雖入營後六ヶ月を経生兵卒業の者の其服役年限中の後備軍の籍は編入すべし

第二十六條 本年徴兵連名簿進達期限乃毎年十二月廿五日より翌年四月二十日迄の間は養子分家或は嗣子相續人等の出願に免役の爲詐偽は出づるは嫌ゆるを以右日限内の格別精密に取糾し事實明瞭止むを得ざる者の外は擧りし許可相成らす

但検査の節病氣事故等にて不参又は入營延期より翌年の徴兵に廻すへき者の則其時より翌年入營期限迄は養子分家等を以

不足を生ずるときは臨時の詮議を及ぶ
へい

第九條 本令第二章第四條を應じ徴兵連名簿
に記載の者止むを得ざる苦情ありて戸長よ
り詳細書を以免役を申出つると雖檢査以前
は非ざれば決して詮議を及ぼす

第十條 本令第六章第一條を照準し常備新兵
を入營せしむる時の府縣内最寄を分ち一羣
或は二羣となし戸長之を引纏め入營せしむ
へい尤豫到着日限を其鎮臺或營所へ報知し
到着の上は即刺届出つへい

但到着日限を期し難き嶋嶼等の如きは臨
機の扱いをなすこと必ずしも此限を非す
第十一條 常備新兵入營の期に至り病氣又
他の事故を以て期限通り入營し難き者の醫師

の診断書或は事故を關する者の證書を區長
及び戸長の奥書證印を以て管屬を経て其鎮臺
へ届出つへい快氣或は其事故既済の上は即
日從前の手順を以て届出つへきは勿論入營期
限初日より算し往き三十日に至り入營し難
き者の前件の通届出て其翌日より復三十日
に至り尚入營し難く前件同様届出つる者の

免役願出つるとも兵役に於ては一切之を
許さず

第二十七條 本年徴兵連名簿記載を當る者
の内他府縣へ寄留の者本令第六章第十三
條を照準し其所置を及ぶへきは無論其戸主
たる者他府縣へ寄留し其子弟及び厄介たる
者の本令同章第十四條を準すへきと雖其本
貫よりも豫有無を取糾し本簿の末に付し其
由を記すへい

但北海道へ全戸寄留する者の免役は屬し
北海道より各府縣へ全戸寄留する者の府
縣一般の人民と同く兵役を帯りしむへい

第二十八條 本令第六章第十二條を示しとる
全國の男兒十七歳國民軍に入しむへきは
其本年一月一日より十二月三十一日迄は滿
十七歳と成る者を前年十六才の十二月取調
へ成丁簿に記し府縣廳に備へ置き而國民軍
人員表雖形に準し十七歳の者幾人十八歳の
者幾人と順次四十歳を及ぼし之を一大區又
は一郡に括り而又之を一府縣に合せ翌年一
月中に陸軍省へ差出すへい尤成丁簿の所用
の節需めを應じ差出すへきを以て出入死没

翌年徴兵に廻すべし

第十二條 常備新兵入營以前逃亡或は他の犯罪等の者の素より軍律を以て處置せざるべし
若し搜索又裁判中の者の前條入營延期の者同様其時々届出つべし

第十三條 常備新兵入營の期に臨み父母の重病或は死没等止むを得ざる事故出来入營延期を願ふ者の其親或は親族の者より管廳の奥書證印を以其鎮臺へ願出つるに於ては本令第六章第七條に準じ詮議し及ぶべし

第十四條 本年常備補充の命を蒙り入營以前

若し過ちて陸軍の番號割符を損傷遺失する者の速に管廳へ届出て管廳に於ては直に地方裁判所を附し又其由を鎮臺へ届置き裁判既済の上再び斷按を以て鎮臺へ届出て其指揮を應ずべし尤途中或は管廳外滞在中に在るときは附添區長或は戸長より其旨鎮臺或は其管廳へ届出つべし

第十五條 本令第六章第七條に準じ常備服役中の者若し非常の事故にて止むを得ざるときは歸省を願ふものの詮議し及ぶべしと雖入營後六ヶ月未滿成業に至らず或は實地演習又

等之ゆるるときは必ず筆削を加へ置くべし

成丁簿雜形

備考	族職業	誕生	戸主	住所	姓名	備考
	何族	年号月日	何某	何府何町何番地	何某	
	農	同	同人	何府何町何番地	同	
	工	同	同	同	同	
	商	同	同	同	同	

成丁簿

何府縣

備考	族職業	誕生	戸主	住所	姓名	備考

臨時觀兵の舉ゆるとき此限は非ず

第十六條

補充兵の常備の補充兵とを以何時も入營の覺悟あるへ固より自己の管内と出つるを禁すと雖止むを得ざる事故出来管地を出てんとを欲するときは其事實並に行所の國郡村名及び往返日數等を記し置き十日以内の其管廳に於て許可すべし

第十七條

本令第六章第十三條は示したる毎

年十二月二十五日限り本省へ送達の徵兵連名簿の府縣款名の封紙は第一式の如く認め年齢計算の第二式表面は揭示したる前年二月十六日始めて満十九歳となる者より本年二月十五日迄は満十九歳となる者迄取調ふへく即翌二月十五日満二十歳以上二十一歳未滿を以て徵募は付くへき者とす最免役は適する者の第三式の封紙は認の用紙の美濃或は薄葉もて府縣の便宜は應ず摺へて認め方ハ一大區或ハ一郡括り合計を擧げ遂

ハ一府縣は總計し連名順序ハ他村町の者と混雜せざるを要す假令ハ甲村の成丁を書し終るの後乙村へ移すの類より一村毎に餘白を存する及ハす尚朱字を以雛形封紙は

國民軍人員表雛形

明治何年 何縣 國民軍人員表 主任官姓名印

年齢	何大區	全	全	全	全	全	全	全	全	全	計
十七歳											
十八歳											
十九歳											
廿歳											
廿一歳											
廿二歳											
廿三歳											
廿四歳											
廿五歳											
廿六歳											
廿七歳											
廿八歳											
廿九歳											
卅歳											
卅一歳											
卅二歳											
卅三歳											
卅四歳											
卅五歳											
卅六歳											
卅七歳											
卅八歳											
卅九歳											
四十歳											
計											
總計											

第二十九條

成丁簿記載の内洋行修業或ハ他府縣へ寄留等現今不在の者の各自其由並ハ出立年月等簿中備考へ詳細に書載せ又他の府縣より寄留の者の其本貫並ハ移住の歳

認め方を示す

第一式 徴兵連名簿雛形

第一大區或何郡

一小區何村

族職業

親名何男或兄叔伯名弟甥又尼介
出生年月日 何 某

全 同

同

同

全

以下准之

合計幾人

第二式 年齢計算表

但此表明治八年を以標目となす

戸主	住所	姓名	安政元年甲寅年												誕生年月日	
			二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十月	十一月	十二月		
何某	何小區何町何百何番地	何某	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治七年二月十五日	
同人	何小區何村何地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治七年二月十五日	
第三式 免役連名簿雛形			者之載記簿名連兵徴												明治七年二月十五日	
			者きへす募徴年入治明												明治七年二月十五日	
			同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	二十年十一月余日
			同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	二十年十一月余日

月等右同様備考に記し本簿の未だ他府縣より寄留の部と題し一纏めを記載すへし

第三十條 陸軍の兵籍入りたる者と雖在郷

中の其族属は随ひ取扱ふべき固よりなれども死没轉居處刑及び脱走摠へて身上は關する事故は速に常備兵の歸郷中の如き其時々後備軍の如き月未毎其筋を経て所管の鎮臺へ届出すべし

第三十一條 後備軍召集の旅費各自住居の地より營所迄の里程を算し徴兵入費概則を照準し一時其府縣にて立替へ渡り追つて明細決算表を以其鎮臺へ申出つへし

第三十二條 本令及び此編中於て管内を出入する云々等の管内の各自管轄せらるる府縣内と心得へし就きて他の府縣と接する邊界に住居する者其管外に出つるを禁ずるときは支障最多なるへし是故に此等の者の他管と雖一泊途程の所は自己管内と見做し往來するも妨げなし

見做し往來するも妨げなし

徵兵令第三 章中のケ條 に當る者	姓名	住所	戸主	誕生	族職業	誕生 年号月日	族職業	同
徵兵令第三 章中のケ條 に當る者					僧		何族	同
徵兵令第三 章中のケ條 に當る者					雜業		農	同
徵兵令第三 章中のケ條 に當る者					舟夫		工	同
徵兵令第三 章中のケ條 に當る者							商	同

廿五ノ四

○徵兵入費概則

○九年二月五日陸軍省第十八号

徵兵入費概則並明治七年九月四日送第三千六百八十五號徵兵入費明細表雜形別冊之通改
正候條明治九年分より施行可致此旨相達候事

徵兵入費概則

第一條 徵兵議員並徵兵に附添區戸長等の旅費に等外三等子準一般旅費定則の通給與すへ

但十里以上の端里數の一里以上六里未満日當の半數六里以上全數を給すへ

<p>明治何歳何府管下徵兵入費摺括表</p> <p>縣</p> <p>主 任 官姓名印</p>			
内國旅費	諸備給	需用費	合金
金	金	金	金
内譯			

*

第二條 徵兵の各自其住所より検査場及抽籤

場等に往復の旅費十里詰日當金二十四錢を給し若し同地は滞在せしむるときは日當金二十二錢を給すべし

但近方往復及び片道 九年三月四日 二里未滿の旅費を不給往復及び片道 九年三月四日 追二里以上六里未滿日當三分の一八錢を給し一泊する時並に往復六里以上十

一里未滿の一日の日當を給すべし 往復二里未滿の日當三分の一八錢を給す 總て三十六町未滿の刻捨へし

第三條 検査場より直に抽籤場に至る徵兵の

甲乙丙の里程を統計し第二條の旅費を給すべし

第四條 抽籤又検査場等にて自己の情實を申立て免除に属する者或は該官の調へ誤りを以て除名する者等の旅費並に滞在日當を給す

第五條 徵兵其府縣管外に在る住所へ入營の旅費の十里詰日當金四十錢を給すべし尤近

方二里以上六里未滿並 九年三月四日 滞在日當及管内の住所に至る旅費の第二條に準ず

運送費 金
雜費 金
右之通相違無之候也
年号月日
長官印

明治何歳徵兵旅費明細表
任主 官姓名印

考備	發地	内譯	徵兵		日數	滞在日數	金	人
			檢査場	日數				
管内に在る營所に至る日當(金二十四)を給す	管内に在る營所	管内に在る營所	全	全	往復五里未滿一泊	全	金二十九錢	一人
			全	全	三分の一	全	三厘	一人
			全	全	往復五里	全	金四十四錢	一人
			全	全	半數	全	金四十四錢	一人
			全	全	往復六里以上十里未滿	全	金四十八錢	一人
			全	全	一日	全	金四十八錢	一人
			全	全	往復六里以上十里未滿	全	金四十八錢	一人
			全	全	往復六里以上十里未滿	全	金四十八錢	一人
			全	全	往復六里以上十里未滿	全	金四十八錢	一人
			全	全	往復六里以上十里未滿	全	金四十八錢	一人
管内に在る營所以外に在る住所	管内に在る營所以外に在る住所	管内に在る營所以外に在る住所	全	全	往復五里未滿一泊	全	金二十九錢	一人
			全	全	三分の一	全	三厘	一人
			全	全	往復五里	全	金四十四錢	一人
			全	全	半數	全	金四十四錢	一人
			全	全	往復六里以上十里未滿	全	金四十八錢	一人
			全	全	一日	全	金四十八錢	一人
			全	全	往復六里以上十里未滿	全	金四十八錢	一人
			全	全	往復六里以上十里未滿	全	金四十八錢	一人
			全	全	往復六里以上十里未滿	全	金四十八錢	一人
			全	全	往復六里以上十里未滿	全	金四十八錢	一人

表一入毎に金額と姓名を記し、官姓名を記し、官の捺印を請りて歸郷の上主任の官捺印の手續をすべし

へ)

第六條 備醫サコヒイの其術業そのわざの優劣いりあつを以て四等しとうを分

ち第一等だいいちとう一日金一圓いちにちのこ第二等だいにとう金七十五錢しちじゅうごせん第三

等さんとう金五十錢ごじゅうせん第四等よんとう金三十三錢さんじゅうさんせん三厘さんりんを給たま若

し軍醫ぐんいは随まひ他郷たきやうは出るときの等外とうがい三等さんとうを準

し旅費りよひを給すへ)

第七條 筆生ひつせいの記録きろくの閑劇かんげきは因よて二等にとうを分ち

一日金三十三錢いちにちのこ三厘さんりん及二十五錢じゅうごせんを給し都合

は因より甲場かうばうより乙場えつばうは要いするときは備醫びい同

様の旅費りよひを給すへ)

第八條 用使ようしの徴兵署ていへいしよは二人ふたり検査場けんさばうは一人ひとりを

要いす尤なほ檢丁けんてい三百人以上さんひゃくにじゅうごにん一人ひとりを増ますへ)右

雇料くわうりやうとして一日金十二錢いちにちのこ五厘ごりんを給すへ)

第九條 検査場けんさばうを社寺しゃじは設たるときの其廣狹くわうけつは

應おし二等にとうを分ち一日金五十錢いちにちのこ及二十五錢じゅうごせんの

席料せきりやうを給すへ)

第十條 徴兵署ていへいしよ及検査場けんさばう固有品こゆうひんの徴兵解署ていへいげいしよの

上かみの其府縣しよけんは預あり若翌年わつごとしに至いたり自然ぜんぜん毀傷きやうは

るときの修復しゆふくを加くふへ)若又一時いつときの假借かかくは

て辨給べんきやうするときは相當さうたうの借料かいくりやうを給す右修復

料借料かいくりやうの需用明細表きんようめいしゆひょうを記載きざいすへ)

第十一條 徴兵署ていへいしよ並ならび各所かくしよ検査場けんさばうは於おて徴兵

明治何歳徴兵検査諸備給明細表

合金 内譯 主 官姓名印

名稱	日給	人員	延日數	小計
備醫	金何程	何名	何日	金何程

朱書 何月何日より何月何日まで備入

筆生	全	全	全	
用使	全	全	全	

朱書 全

明治何歳徴兵検査雜費明細表

合金 主 官姓名印

地名	日額	小計
何國第何大區何小區何村検査場	金何程	金何程

全徴兵署	全	全
------	---	---

朱書 何月何日より何日まで某家借入

使或ハ副使より定則外の物品を要するときハ別表を製シ其費用記載すヘ

第十二條 入營の途中中川留雪支並病氣等よて延日するときは其地區長或ハ戸長の證書及醫師の診断書を相添申立ヘ若シ歩行難相成宿駕を要するときは其地通運會社の入足賃受取証書を相添申立るときハ詮議の上其滞在日當及賃金を給せヘ最廉價醫師の謝儀等ハ自辨せらるヘ

第十三條 右入費一時該府縣ニ於テ取換置キ明細表雛形の通記載シ徵兵署検査場諸費徵

兵並シ議員付添戸長等之旅費備醫筆生用使の雇給等ハ各表中合金高へ徵兵使の檢印を取り入營の旅費ハ到着する護臺或ハ營所會計官の檢印を取り毎年六月三十日限り無遅陸軍省へ差出すベ

徵兵署及検査場物品表

徵兵署		検査場	
品目	負數	品目	負數
人別検査表	十	身幹度尺	一
テーブル	十五	寝臺蒲團枕	十五
椅子	十二	テーブル	二
墨硯箱	六	椅子	八
朱硯箱	二	墨硯箱	三
小火鉢	六	朱硯箱	二
朱内入	一	朱内入	一
筒	同	個	同
期限	上	期限	上

明治何歳徵兵検査運送費用明細表

合金		内譯	
品目	負數	代價通計	金何程
筆	何本		
墨	何挺		
紙	何帖		
机	何脚		
板木彫刻	何枚		
硯箱損料	何面		
椅子損料	何脚		

其他各種前條ニ因テ記載ス

明治何歳徵兵検査運送費用明細表

合金		内譯	
事由	個數	小計	金何程
何々品何國何村より何町迄運送	何個		

主官姓名印

水	入	三箇	同	上	大火鉾	三個	同	上
糊	入	三箇	同	上	小火鉾	五個	同	上
狀	刺	四箇	同	上	水	二個	同	上
茶	器具	一式	期限あり	同	糊	二個	同	上
品	目	茶	器具	一式	刺	四個	同	上
西の内紙		徵兵百人額	同	上	茶	器具	一式	期限あり
半紙		二十枚	同	上	水	手桶	一個	同
筆	試書簿	二十枚	同	上	手	洗桶	一個	同
筆	薄	同大罪紙	同	上	品	目	同	上
墨	但三ノ年時	六挺	同	上	炭	筆	五十枚	
朱墨	但同上	二挺	同	上	炭	筆	二挺	
炭	但行符金 主符金 三十錢	百小火鉾一箇 二百五十日 湯清炭半匁	同	上	炭	筆	四本	
備考		炭	筆	炭	筆	炭	筆	炭

○陸軍武官傷痍扶助及び死亡の者祭祭並に其家族扶助概則

○八年四月五日御達第四十八号

陸軍武官傷痍扶助及び死亡の者祭祭並に其家族扶助概則當分別冊の通り相定候條右條款に照し處分可致此旨相達候事

陸軍武官傷痍扶助及び死亡の者祭祭並に其家族扶助概則

第一條 戦闘及び公務中にて傷痍を受た職

務に堪へざる者ハ退隱を命じ辨紙ハ左の

比例に因て第一項第二項第三項ハ終身第四

項ハ一時之を給す其負數ハ別表に掲る如

ハ陸軍省より直に本人の本貫府縣廳へ報知し左の證書を出さしむへ

一本人戸主ありハ父母存亡有無及び現在

實子養子出生の年月日を記したる書面

※

第一項 兩肢を失ひ或ハ盲目とある者

第二項 一肢或ハ一眼を失ひ及び兩肢其用を失ひし者

第三項 一肢其用を失ひ漸ク自己の用を辨するに足る者

第四項 職勢に堪へずと雖も前項より軽く自己の用辨並に營産に差支あき者

但し傷瘍の形狀此四項に止らずと雖も軍醫の検査に因て其輕重を酌量し之を比較すへし

第二條 第一項第二項第三項の扶助料ハ毎年

六月十二月兩度に割合各府縣廳に於て相渡

第四項の扶助料ハ將校に在てハ陸軍省に於て直ちに相渡し其他ハ各府縣廳に於て相渡すへし

但將校終身の扶助料ハ陸軍省より内務省

へ送り其他ハ總て内務省より大藏省へ報

知し大藏省より額外常費として各府縣廳

へ配賦すへし此但書は改正の月第廿八號附

第三條 此扶助料を受るの後平常に復し再ひ

職に就時ハ拜命の月より之を止むへし

一本人戸主ありされハ父母を除き其他同上の書面

右何れも區戸長眞印し府縣廳之に捺印す

第十一條 戦闘及び公務に因て傷瘍を受け本貫府縣下に居住し十二月間に死亡する者ハ其廳より左の証書を添へて陸軍省に伺出へし

一本人傷瘍を受けし土地年月日及び是迄

何項の傷瘍にて扶助料を受せし事

一病中の景況を記したる地方醫師の証書

一此他第十條と同様の書面

右何れも區戸長眞印し府縣廳之に捺印す

第十二條 前二條の者ある時ハ陸軍省より詳

細之を具狀し且つ其祭料家族扶助料の給

與ありん事を上請すへし

第十三條 此家族の扶助料並に祭料共各府

縣廳に於て相渡すへし尤扶助料ハ毎年六月

十二月兩度に割合相度すへし

但此金額ハ内務省より大藏省へ報知し大

藏省より額外常費として各府縣廳へ配賦

すへし此但書は改正の月第廿八號附

第十四條 將校の傷瘍扶助料を受る者死没

第四條 此扶助料を受け猶陸軍病院に入り療養を願ふ者ハ其費用都て自費たるへ

第五條 第一條第二項の者卒貫府縣下ニ居住し當時の傷痕ニ根據して十二月間ニ第一項の症ニ變り及び第三項の者同時ニ第二項の症ニ變する等の如クハ其廳より左の証書を添へて陸軍省へ届出へ同省より審査の上相違なきに於てハ之を上請し増加を得せしむへ

第一 本人傷痕を受る土地年月日及び是迄何項の傷痕よて扶助料を收受せし

事

第二 變症の景況を記したる地方醫師の証書

右區戸長與印一府縣廳之ニ捺印す

第六條 戦闘及び公務ニ因りて死亡する者或ハ此因由を以て十二月間ニ死亡する者ハ一時限り祭料を給す其額ハ表ニ掲るが如し

第七條 凡前條ニ因て死亡せる者の家族ニ母、妻、子、孫、姪、あり或ハ本人死亡せし次月より其家族ニ扶助料を給す其額ハ表ニ掲るが如し

等の時ハ府縣廳より陸軍省へ届出同省より上申し其他傷痕扶助料及び家族扶助料を受る者死没再嫁等よて扶助料を止むべき時ハ府縣廳より陸軍省内務省へ届出内務省より上申すへ

第十五條 家族扶助ハ第八條の如ク死亡する者の父母妻子ニ限ると雖も祖父母或ハ幼少の弟妹在て此者ニ依て生活し外之を養育すへ親戚も亦く飢渴し及ぶべき者ハ府縣廳ニ於て事實取証し陸軍省へ届出へ同省上申の上臨時の詮議を以て相當の扶助料を

給する事あるべし

第十六條 海外へ出張せし時病ニ罹り死し至るの類ハ戦死ニありすと雖も臨時の詮議を以て祭料を給す

第十七條 軍屬ハ武官官等ニ比較して扶助料及び祭料を給す但十等官ハ少尉ニ準り十四五等ハ伍長ニ準り等外ハ兵卒ニ準りて給す

扶 助		官 名	
第一項傷痕	大	將	三十九百五十円
	中	將	二十九百四十円
	少	將	十八百八十円
	大	佐	十六百九十円
	中	佐	十六百八十円
	少	佐	十五百七十円
	大	尉	十三百六十円
	中	尉	十七百五十円
	少	尉	十六百五十円
	曹	長	十百九十円
伍	長	十百九十円	

第八條 此扶助料ハ死亡セシ者戸主ホモハ其父母妻子の内へ戸主ホモありテ妻子ある者ハ其妻子の内へ年々表面の金額を給す但戸主と戸主ホモありざるを論セテ妻子に給するものハ其妻再嫁すれハ之を其子に給し其子男子ホモハ滿拾七歳迄（拾七歳以下とハレバ止）女子ホモハ滿拾八歳迄之間給すべし

第九條 戰爭中行為知れざる者死亡する疑ひな死時ハ家族扶助祭料共之を給す
第十條 戰闘及び公務に因テ死亡する者あれ

○患者免役歸籍假規則

○九年三月五日海軍省布達甲第一号
當省所轄艦内教授役三上長及海兵隊下士以下定員の者患者免役歸籍假規則別冊の通取設候條此旨布達候事

患者免役歸籍假規則

第一條 艦内教授役三上長及び海兵隊下士以下海軍定員の者疾病に罹り兵役に堪へ難き者ハ審査の上免役歸籍申付可事
但艦船乗組航海中の事宜に依り艦船長の持見を以て歸籍致させ候儀も之れ有可事

祭 料 表				
祭 料	第二項傷瘕	第三項傷瘕	第四項傷瘕	祭 料
家族扶助料	百圓	同	同	同
祭 料	七拾圓	同	同	同
祭 料	五拾圓	同	同	同
祭 料	三拾圓	同	同	同
祭 料	五圓	同	同	同
祭 料	三圓	同	同	同

右之者海軍志願に付海兵（祭鼓手水火夫諸工）御抹用被下置候處病症に因り免役歸籍被命受取候儀相違無御座依テ御請証差出候也
何府縣何國何郡何村（町士族平民）
父母伯叔父兄弟等最初入籍の氏
（或ハ身元引請人願主なる者）
年號月日
何之某印

第二條 患者免役歸籍の節該府縣廳への送状

差添候に付歸着の上同廳より受取証書差出す可き事

但本人の願主か又ハ身元引受の者近傍に

居合候時ハ其者呼出し相渡す可く付別紙

甲号雜形に照準し受取証書差出す可き事

第三條 患者免役歸籍の者へハ免職歸國定則

の旅費相渡す可き事

但傷瘳或ハ病症に因りて不具と成り歩行

成り難者ハ定則旅費の外に駕籠賃と

て一里に付金八錢六厘を増加すべし事

第四條 發狂其他難症に罹り途中護送を要す

る者へハ詮議の上看病夫附添歸籍致させ候事

但護送を要する患者總て現費たるべしと

雖と一日十里詰の割を以て一円三拾六錢

を越す可からざる事

第五條 護送の患者歸籍途中に於て川支或ハ

津故出來滞在する時ハ總て現費を以て相渡

す可く付該所區戸長へ申出可き事

第六條 護送の患者若し途中に於て死亡せし時

ハ其地の區戸長に於て埋葬方取計醫師診斷

書相添其地の管廳へ届出其廳より當省へ届

出尚本管廳へ通知可致尤身元引受人及び親

〔石川寄留人の夫ハ此所
當時の住所を詳記すべし〕

何々戸長 (現住地の戸長を云)

何之某印

何々御中

〔本人を引渡す所の
本ハ總て引渡す所の
本〕

○乙號雜形の一 (料紙美濃紙)

何府(縣)何國(郡)何村(町)何番(平民)

何之某

右者當何驛村通行之節川支或ハ死亡ハ其詳故

すに付某の月日より某の月日まで幾日間滞在

仕候儀相違無御座就てハ右川支滞留死亡埋葬

入費別紙明細書の通し御座候條御渡相成度此

段申出仕候也

何府(縣)何國(郡)何驛(村)區(戸)長

年号月日 何之某印

何府(縣)御中

○乙號雜形の二 (料紙美濃紙)

一金何程

内譯

一金何程

何の某發病に付歩行難相成依て當何

驛村に於て治療中藥價

滅の者迹傍に在て死體引取願出候ハ、引渡
其趣當省へ届出可た事

但埋葬費ハ金拾円を限り取計ふ可き事

第七條 前二條の場合に於てハ該内區戸長實

地検査の上其入費取調ヒ号雜形に照準明細

書認め管廳へ申出右費金ハ其廳に於て一時繰

替置追て明細書相添當省へ申出受取る可た事

○甲號雜形 (料紙美濃紙)

仰請証

何府(縣)何國(郡)何驛(村)區(戸)長
何之某

何之某

一金何程

川支重症其他道路の故障に付其月日

より某の月日迄幾日間滞在に付止宿料

一金何程

何月何日死亡に付埋葬入費

右の外惠者に關する入費ハ一切明記す

前書の通相違無御座依て請取の証相添此段申

出仕候也

何府(縣)何國(郡)何驛(村)區(戸)長

年號月日

何之某印

何府(縣)御中

明治九年七月一日版權免許

編輯人並出版人

師磨縣士族
博聞社長
長尾景弼

東京府下第ニ大區一小區
愛宕下町三丁目當地寄附



WHD.1
KA59B
3(21-25)

東京愛宕下町三丁目

同常盤橋前

西京古門前三好町

大塚心齋橋通南
入太町町南入ル

下總國千葉町

埼玉縣下浦和

博聞本社

同支店

同支店

同分社

同分社

同分社

同分社

明治文庫

WHO. 1

KA59B

3(21-25)

最高裁判所図書館



000124002



一六之号

五册

官省規則全書

長尾景弼

編纂

自第廿壹篇
至第廿五篇

九十一

888

明治文庫

WHO. 1

KA59B

3 (21-25)

